

手柄山スポーツ施設整備基本計画

平成 31 年 3 月

姫路市

— 目 次 —

1. はじめに	1
2. 手柄山スポーツ施設の現況	2
2.1. 屋内施設（総合スポーツ会館、中央体育館、県立武道館）.....	2
2.1.1. 施設の概要.....	2
2.1.2. 利用状況.....	7
2.2. 屋外施設（市民プール、陸上競技場、姫路球場）.....	15
2.2.1. 施設の概要.....	15
2.2.2. 利用状況.....	18
3. 上位計画等における本事業の位置付け	21
3.1. スポーツ立国戦略.....	22
3.2. スポーツ基本法.....	23
3.3. スポーツ基本計画.....	24
3.4. 兵庫県スポーツ推進計画（基本計画）.....	25
3.5. 姫路市総合計画 ふるさと・ひめじプラン 2020.....	26
3.6. 姫路市スポーツ推進計画.....	27
3.7. 手柄山中央公園整備基本計画.....	28
4. 事業計画地	30
5. 基本コンセプト及び施設整備方針	31
5.1. 基本コンセプト.....	31
5.1.1. 多様なニーズに対応できる拠点性の高いスポーツ施設.....	31
5.1.2. 手柄山中央公園の玄関口となるスポーツ施設.....	31
5.1.3. レクリエーション空間として機能するスポーツ施設.....	31
5.2. 施設整備方針.....	32
5.2.1. 中央体育館との機能分担の見直し.....	32
5.2.2. 県立武道館との機能分担.....	32
5.2.3. 競技用プールの充実.....	32
5.2.4. 中央体育館との連携によるスポーツの振興.....	32
5.2.5. 人々がふれあい、スポーツに興味を持てる施設.....	33
5.2.6. 高齢者及び障害者に配慮された施設.....	33
5.2.7. 環境への配慮や災害時に対応できる施設.....	33
5.2.8. 新駅設置に伴う立地環境を活かした施設.....	33
6. 施設の構成と想定規模	34
6.1. 施設の構成.....	34
6.1.1. 新体育館.....	34
6.1.2. 市民プール.....	37

6.2. 新設する施設の規模	40
6.3. 施設整備の前提条件	41
6.3.1. 事業計画地の法令上の要件	41
6.3.2. JR姫路・英賀保間新駅整備等との調整	41
6.3.3. 手柄山中央公園整備基本計画との整合	41
6.3.4. 手柄山中央公園全体の景観への配慮	41
6.3.5. 広域防災拠点としての役割	41
6.3.6. 施設整備期間中における中央体育館及び陸上競技場の利用への配慮	41
7. 施設基本計画	42
7.1. ゾーニング・動線計画	42
7.1.1. ゾーニング計画	42
7.1.2. 動線計画	43
7.2. 構造計画	44
7.2.1. 耐震安全性	44
7.2.2. 上部構造	44
7.2.3. 下部構造	44
7.3. 設備計画	45
7.3.1. 機械設備	45
7.3.2. 電気設備	45
7.3.3. 熱源システム	45
7.3.4. 再生可能エネルギー利用	45
8. 管理・運営方針	46
8.1. 基本的な考え方	46
8.2. 効率的な施設運営と管理・運営者の自主的な活動の推奨	46
8.3. 市民利用に配慮された利用料金の設定	46
8.4. 気軽に訪れることのできる飲食・物販施設の管理・運営	46
9. 事業手法の検討	47
9.1. 民間活力の導入	47
9.2. 概算事業費の検討	47
9.3. 財源の確保	47
9.3.1. 財政支援措置の活用	47
9.3.2. 新たな自主財源の確保	47
9.4. 整備スケジュール	48
10. イメージパース	49
参考資料	52

1. はじめに

手柄山中央公園は、中心市街地の南西部に位置し、年間 170 万人以上の利用者が訪れる本市を代表する総合公園である。

園内には、姫路球場、陸上競技場等のスポーツ施設をはじめ、水族館、緑の相談所、温室植物園、文化センター、平和資料館等、多種多様な公園施設が集積し、緑化推進、スポーツ振興、平和学習等の様々な行政拠点となっている。

これまで、平成 12 年に策定した手柄山中央公園整備計画調査報告書に基づき、整備を進めてきたが、同計画の整備期間が平成 24 年で終了していること、また、園内施設の著しい老朽化等の課題や J R 姫路・英賀保間新駅の整備構想、文化センターの移転への対応に迫られていたため、園内施設の再配置を中心とする新設、改良等の中長期的な整備方針を示した手柄山中央公園整備基本計画を平成 29 年 1 月に策定した。

この手柄山中央公園整備基本計画のなかで、平成 37 年度を整備目標とする第 1 期整備の主なものとして、総合スポーツ会館の機能を移転させる新体育館、全天候型屋内 50m、25 m プール及びレジャープールを整備することとしており、大規模スポーツ大会の開催が可能な施設整備を行うことで、市民がトップスポーツを観戦し、生涯スポーツの参加意欲を高め、競技レベルを向上させることができるよう、本市スポーツの拠点としてスポーツ施設の整備を目指す。

また、公園北西部エリアには、スポーツ施設の整備に併せて、J R 姫路・英賀保間新駅の設置予定があり、公園の新たな玄関口として、多くの来園者が見込まれ、公園の賑わい創出と周辺地域の活性化が期待できる。

本基本計画は、手柄山中央公園整備基本計画の整備方針に基づきながら、人とスポーツとの関わりを重視し、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」と市民のスポーツに親しむ機会を創出し、多様なニーズに対応できる本市スポーツの拠点に相応しい施設整備を目指し、策定したものである。

2. 手柄山スポーツ施設の現況

手柄山中央公園内に位置するスポーツ施設は、屋内施設として中央体育館、県立武道館、屋外施設として陸上競技場、姫路球場、市民プール（手柄山遊園内）があり、周辺には公園の西側約 200mのところ総合スポーツ会館が位置している。

各施設の現況は、以下のとおりである。

2.1. 屋内施設（総合スポーツ会館、中央体育館、県立武道館）

2.1.1. 施設の概要

(1) 総合スポーツ会館

総合スポーツ会館は、バレーボールやバスケットボール、バドミントン、卓球など屋内競技スポーツを中心に利用されているほか、柔道場、剣道場、弓道場を有し、武道にも利用されている。

また、屋内 25m プールは、温水プールとして年間を通して利用されており、トレーニングルームは、コードレスバイク 5 台、ランニングマシン 2 台のほか、筋力系のマシンが一式設定されている。

施設の役割としては、屋内競技スポーツにおける市民大会の主会場であるとともに、大規模スポーツ大会が開催される中央体育館の補助会場としての役割を担っている。

利用形態については、占有使用と個人使用があり、市民を中心に多くの利用があるが、施設の老朽化が進み、雨漏り、観客席の痛み、床板の腐食、壁の剥離等の課題を抱えている。

表 2-1 総合スポーツ会館の基本情報

所在地	姫路市中地 453 番地	建築年	昭和 56 年（1981 年）
敷地面積	19,376 m ²	階数	地下 1 階、地上 2 階
建築面積	8,385 m ²	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
延床面積	12,812 m ²	指定管理者	（一財）姫路市まちづくり振興機構

表 2-2 総合スポーツ会館の構成施設

施設名称	規模	備考
競技場	2,218 m ²	バレーボール3面、バスケットボール3面、バドミントン12面
温水プール	25m×7レーン 1,279 m ²	幼児プール併設
卓球場	431 m ²	卓球台9台
トレーニングルーム	282 m ²	ランニングマシン、ウェイトマシン等
柔道場	823 m ²	4面、観客席110席、車椅子席5席
剣道場	823 m ²	4面、観客席110席、車椅子席5席
弓道場	4人立ち	近的(27.2m)
観客席	992席	競技場観客席986席、車椅子席6席
会議室	約45名	
役員室	約25名	

注) その他に、ロッカー室、湯沸室、器具庫、便所、バイク・自転車置場、駐車場、事務室、ラウンジ、エントランスホール、電気機械室で構成される。

表 2-3 占用施設使用料(総合スポーツ会館)

区 分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
		1時間につき	1時間につき
競技場	1/3	900円	1,080円
	2/3	1,800円	2,160円
	全面使用	2,700円	3,240円
剣道場	1/2	500円	600円
柔道場	全面使用	1,000円	1,200円
弓道場	全面使用	500円	600円
温水プール(1コース)		750円	900円
会議室		400円	
役員室		250円	

注) 土・日・休日は2割増(会議室、役員室は除く)

表 2-4 個人施設使用料(総合スポーツ会館)

区 分	当日使用料	回数券(11枚)使用料
	1人1回1時間以内につき	
競技場、剣道場 柔道場、卓球場	大人 150円	大人 1,500円
	小人 70円	小人 700円
弓道場	大人 150円	大人 1,500円
温水プール	大人 250円	大人 2,500円
	小人 120円	小人 1,200円
トレーニングルーム	大人 200円	大人 2,000円

(2) 中央体育館

中央体育館は、総合スポーツ会館と同様にバレーボールやバスケットボール、バドミントン、卓球など屋内競技スポーツを中心に利用されているほか、総合スポーツ会館ではできない体操競技が実施可能であるとともに、相撲場を有していることから相撲利用が可能である。

施設の役割としては、観客席約2,800席を有しており、BリーグやVリーグ等の大規模スポーツ大会が開催されるなど、本市スポーツの拠点としての役割を担っている。

利用形態については、総合スポーツ会館と同様に占有使用と個人使用があり、スポーツ大会などで多くの利用がある。

施設の課題としては、部分的な補修は実施しているものの、雨漏り、配管の劣化などの老朽化が進んでいる。

その他、中央体育館では、ネーミングライツを採用している。

表 2-5 中央体育館の基本情報

所在地	姫路市西延末 90 番地	建築年	昭和 63 年 (1988 年)
敷地面積	11,300 m ²	階数	地上 3 階
建築面積	6,554 m ²	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
延床面積	9,067 m ²	指定管理者	(一財) 姫路市まちづくり振興機構

表 2-6 中央体育館の構成施設

施設名称	規模	備考
第 1 競技場	2,183 m ²	バレーボール 3 面、バスケットボール 3 面、バドミントン 12 面
第 2 競技場	740 m ²	バレーボール 1 面、バスケットボール 1 面、バドミントン 4 面
相撲場	204 m ²	17m×12m
観客席	2,862 席	第 1 競技場観客席、固定席 1,960 席、可動席 896 席、身障者用 6 席
第 1 会議室	約 60 名	
第 2 会議室	約 30 名	
役員室	約 45 名	
選手控室	約 30 名	

注) その他に、更衣室、放送室、事務室、応接室、医務室、器具庫、便所、エントランスホール、各階ロビー、喫茶コーナーで構成される。

表 2-7 占用施設使用料（中央体育館）

区 分		午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
		1 時間につき	1 時間につき
第 1 競技場	1 / 3	1,150 円	1,380 円
	2 / 3	2,300 円	2,760 円
	全面使用	3,450 円	4,140 円
第 2 競技場		1,000 円	1,200 円
相撲場		850 円	1,020 円
第 1 会議室		500 円	
第 2 会議室		250 円	
役員室		250 円	
選手控室		150 円	

注) 土・日・休日は 2 割増（会議室、役員室、選手控室は除く）

表 2-8 個人施設使用料（中央体育館）

区 分	当日使用料	回数券（11 枚）使用料
	1 人 1 回 1 時間以内につき	
第 1 競技場	大人 200 円	大人 2,000 円
第 2 競技場	小人 100 円	小人 1,000 円
相撲場		

(3) 県立武道館

県立武道館は、全国でも有数の武道関係の施設となっており、本市においても武道競技の拠点施設として、全国レベルの武道大会が多数開催されているほか、様々な武道教室等も実施されている。

総合スポーツ会館が有する柔道場及び剣道場と機能が重複しているが、役割としては県立武道館が主に県大会や全国レベルの大会の開催に利用され、総合スポーツ会館が市民大会や市民利用を中心に利用されていることから、両施設の役割分担は確立されている。

利用形態については、占用使用と個人使用があり、年間通して各種武道系の大会が開催され、多くの利用がある。

その他、県立武道館では、ネーミングライツを採用している。

表 2-9 県立武道館の基本情報

所在地	姫路市西延末 504 番地	建築年	平成 14 年（2002 年）
敷地面積	20,326 m ²	階数	地下 1 階、地上 2 階
建築面積	10,181 m ²	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造
延床面積	14,034 m ²	指定管理者	兵庫県体育協会県立武道館グループ

表 2-10 県立武道館の構成施設

施設名称		規模	備考
第1道場 ブロック	競技場	4面	檜床、床転換システム、大型映像装置
	観客席	1,980席	
	その他	—	控室、準備室、救護室、更衣室、事務室、館長室、応接室、会議室
第2道場 ブロック	競技場	8面	杉床、4分割利用可能
	観客席	1,034席	
	その他	—	指導員室、準備室、器具庫
共用 ブロック	トレーニングルーム	—	ランニングマシン、ウェイトマシン等
	スタジオ	—	エアロビクス、ヨガ等に利用
	その他	—	エントランスホール、展示・情報コーナー、レストラン、研修室、和室

表 2-11 占用施設使用料（県立武道館）

区分		午前	午後	夜間
		9時～12時	13時～17時	18時～21時
第1道場		13,100円	17,500円	19,500円
第2道場	全面利用（4/4）	9,900円	13,200円	14,800円
	分割利用（3/4）	7,400円	9,900円	11,100円
	分割利用（2/4）	4,950円	6,600円	7,400円
	分割利用（1/4）	2,450円	3,300円	3,700円
会議室		2,100円	2,700円	3,100円
研修室		4,200円	5,600円	6,300円
和室		1,700円	2,300円	2,600円

表 2-12 個人施設使用料（県立武道館）

区分	当日使用料	
	1人1回	
第2道場	一般 300円、高校生以下及び70歳以上	150円
トレーニングルーム	一般 450円、中・高校生及び70歳以上	200円

注)「1回」とは、第2道場は9～12時、13～17時、18～21時の間の利用を、トレーニングルームは9～21時の利用をいう。

2.1.2. 利用状況

(1) 利用者数

屋内スポーツ施設の年間利用者数の推移を表 2-13 及び図 2-1 に示す。なお、表 2-13 及び図 2-1 には、比較として市内の屋内スポーツ施設である花北体育館、勤労者体育センターの年間利用者数もあわせて示す。

平成 29 年度の年間利用者数は、県立武道館が最も多く約 59 万人となっている。次いで、総合スポーツ会館が約 24 万人、中央体育館が約 14 万人となっており、花北体育館、勤労者体育センターの利用者数と比べると圧倒的に多くなっている。

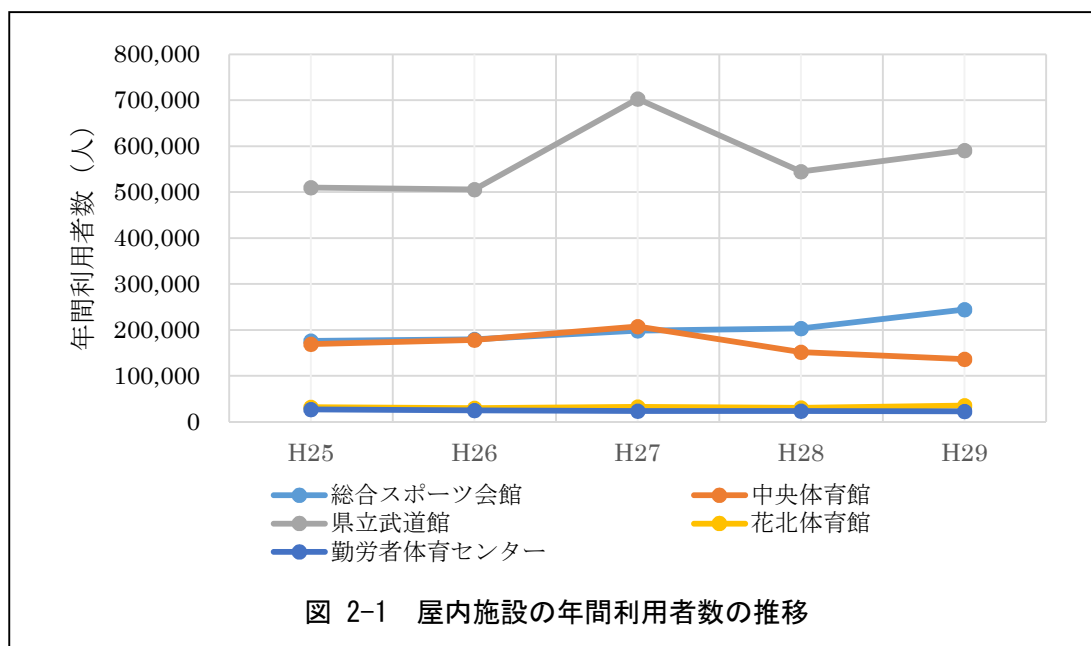
推移としては、総合スポーツ会館の利用者数が年々増加し、中央体育館が改修工事の影響で平成 28、29 年度と減少している。県立武道館については、平成 27 年度に全国大会等による一時的な増加が見られ、その後も例年ベースと比較すると増加傾向である。

以上のように、中央体育館の改修工事による利用者数の減少があるものの、総合スポーツ会館、中央体育館、県立武道館の 3 施設は、市内における屋内スポーツの中核を担う施設となっている。

表 2-13 屋内施設の年間利用者数の推移

単位：人

施設名称	年 度				
	H25	H26	H27	H28	H29
総合スポーツ会館	176,314	179,305	198,665	203,041	244,154
中央体育館	169,063	178,217	207,764	151,416	136,197
県立武道館	509,690	506,068	702,880	544,831	590,536
参考 花北体育館	31,991	29,976	32,239	30,442	35,572
勤労者体育センター	26,587	24,737	23,584	23,206	22,536



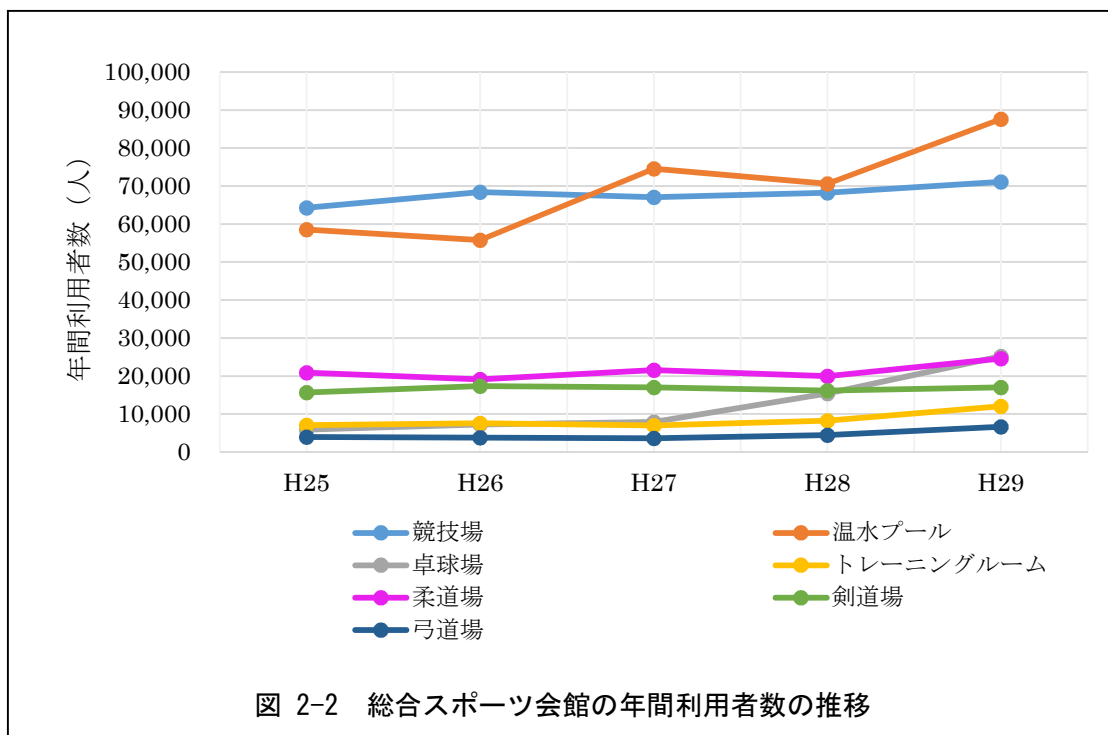
総合スポーツ会館の構成施設別の年間利用者数の推移は、表 2-14 及び図 2-2 に示すとおりであり、平成 29 年度の利用者数は、競技場が約 7.1 万人、温水プールが約 8.7 万人と多くなっており、次いで卓球場が約 2.5 万人、柔道場が約 2.4 万人となっている。

推移としては、温水プール、卓球場、トレーニングルーム、柔道場、弓道場の利用者が増加している一方で、競技場、剣道場は横ばい傾向にある。

表 2-14 総合スポーツ会館の年間利用者数の推移

単位：人

施設名称	年 度				
	H25	H26	H27	H28	H29
競技場	64,287	68,421	67,077	68,234	71,129
温水プール	58,580	55,769	74,518	70,560	87,599
卓球場	5,880	7,250	7,947	15,407	25,146
トレーニングルーム	7,043	7,602	6,954	8,243	12,010
柔道場	20,926	19,143	21,558	19,980	24,598
剣道場	15,633	17,330	16,986	16,163	17,023
弓道場	3,965	3,790	3,625	4,454	6,649
合 計	176,314	179,305	198,665	203,041	244,154



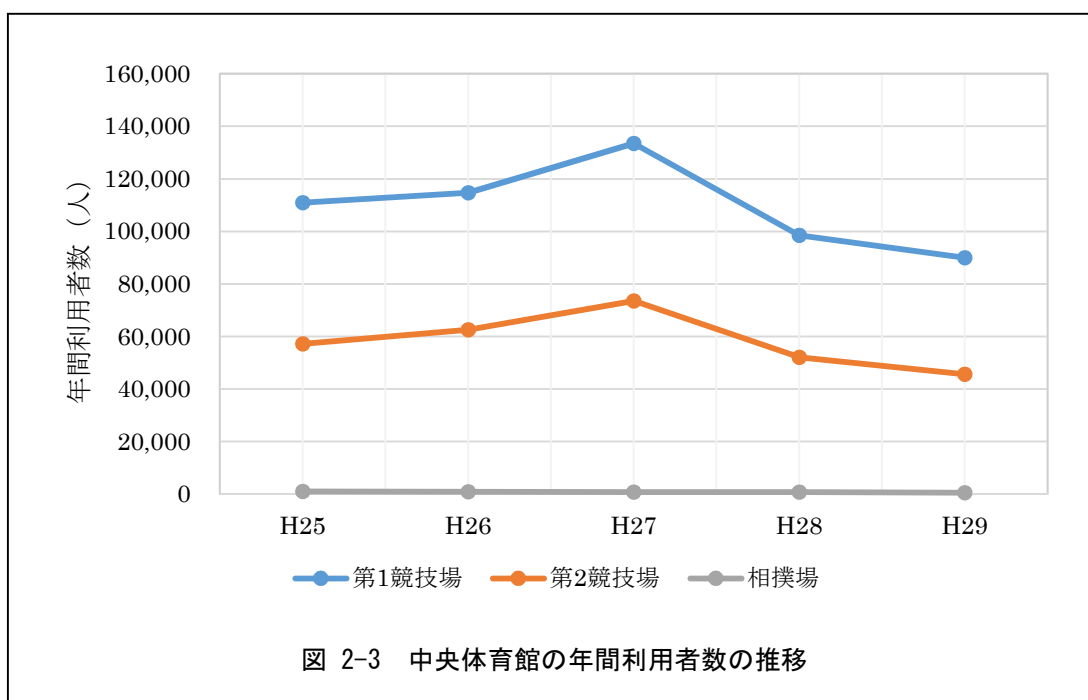
中央体育館の構成施設別の年間利用者数の推移は、表 2-15 及び図 2-3 に示すとおりであり、平成 29 年度の利用者数は、第 1 競技場が約 9.0 万人、第 2 競技場が約 4.5 万人、相撲場が約 600 人となっている。

推移としては、改修工事の影響で平成 28、29 年度は減少しているが、平成 27 年度までは第 1 競技場、第 2 競技場ともに増加している。

表 2-15 中央体育館の年間利用者数の推移

単位：人

施設名称	年 度				
	H25	H26	H27	H28	H29
第 1 競技場	110,903	114,707	133,479	98,543	89,985
第 2 競技場	57,175	62,596	73,480	52,089	45,636
相撲場	985	914	805	784	576
合 計	169,063	178,217	207,764	151,416	136,197

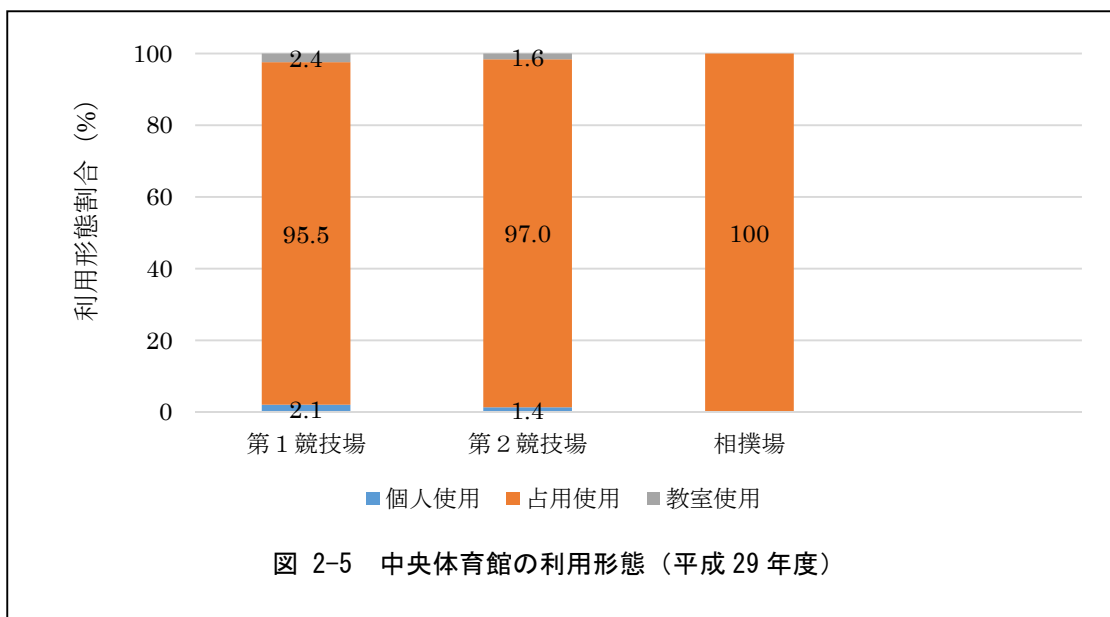
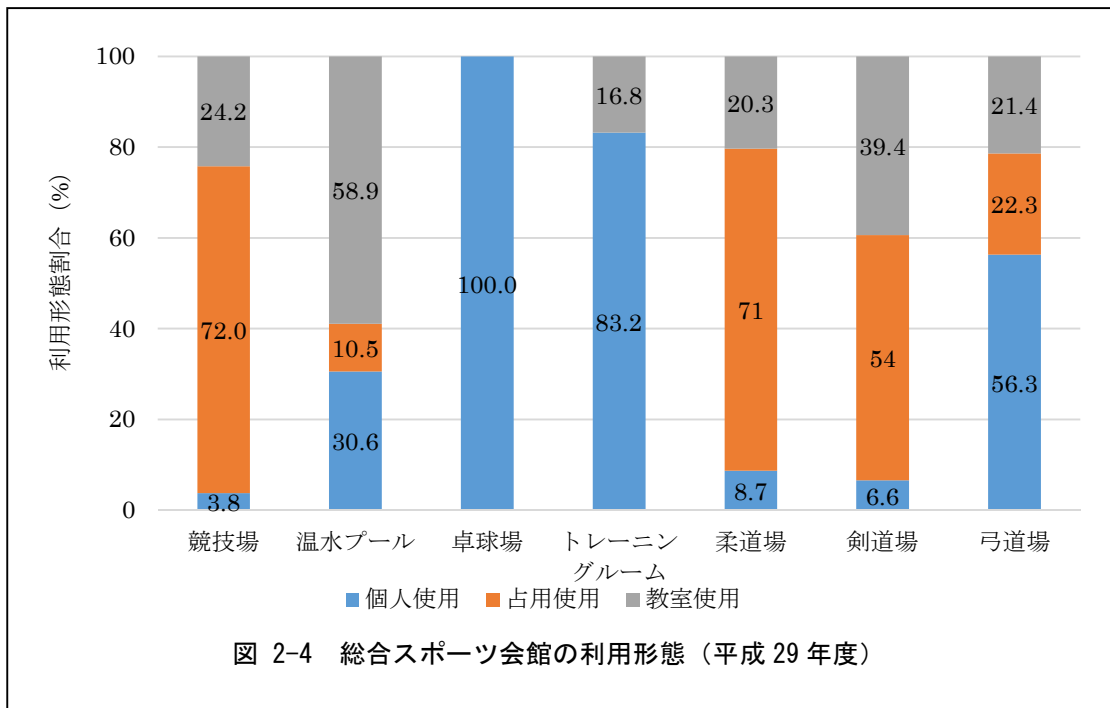


(2) 利用形態

利用形態については、市の施設である総合スポーツ会館及び中央体育館について整理を行った。

総合スポーツ会館及び中央体育館の利用形態は、図 2-4 及び図 2-5 に示すとおりであり、総合スポーツ会館は、競技場、柔道場及び剣道場は占有使用が多いが、卓球場、トレーニングルーム及び弓道場は個人使用、温水プールは教室使用の割合が多くなっている。

一方で、中央体育館は第 1 競技場、第 2 競技場、相撲場ともに占有使用が大半を占めている。



占有使用及び教室使用における利用率について、総合スポーツ会館の利用率を表 2-16 及び図 2-6 に、中央体育館の利用率を表 2-17 及び図 2-7 に示す。

平成 29 年度の利用率をみると、総合スポーツ会館については、競技場で 77.6%、温水プールで 63.0%と高い利用率となっている。一方で、柔道場、剣道場、弓道場は 50%未満となっている。

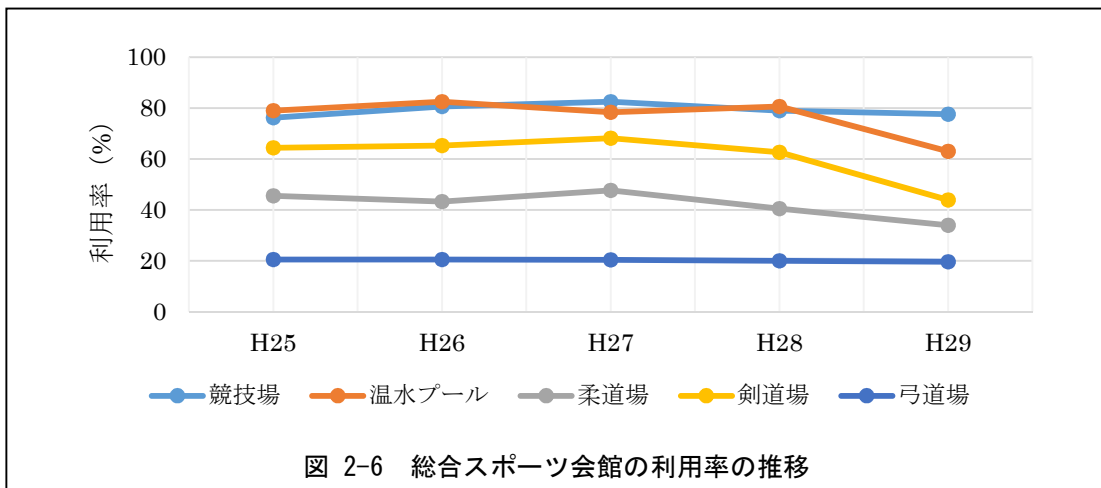
中央体育館については、第 2 競技場で 75.5%、第 1 競技場で 65.8%となっており、第 1 競技場よりも第 2 競技場の方が利用は多くなっている。一方で、相撲場が 2.6%と低くなっており、利用促進を検討する必要がある。

総合スポーツ会館は、教室使用が活発で利用率も高い傾向となっており、さらに中央体育館よりも個人使用が多いことから、実際の利用率はより高くなっているものと考えられる。

表 2-16 総合スポーツ会館の利用率の推移

単位：％

施設名称	年 度				
	H25	H26	H27	H28	H29
競技場	76.2	80.7	82.5	79.0	77.6
温水プール	79.0	82.5	78.4	80.7	63.0
柔道場	45.5	43.3	47.7	40.5	33.9
剣道場	64.4	65.3	68.2	62.6	43.9
弓道場	20.5	20.4	20.3	19.9	19.6

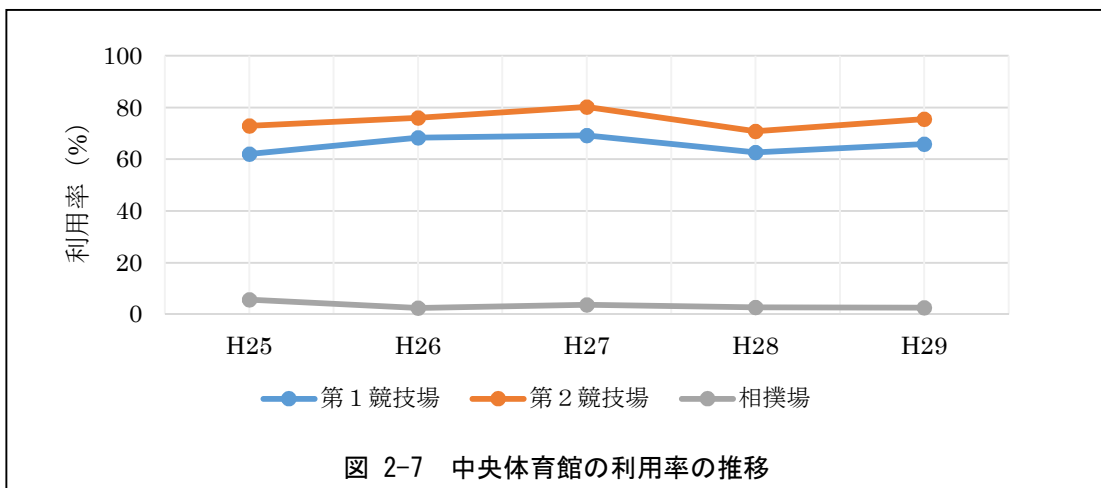


注) 姫路市体育施設条例の改正 (H29.7) により使用区分を変更したため、H29 の利用率が低下

表 2-17 中央体育館の利用率の推移

単位：％

施設名称	年 度				
	H25	H26	H27	H28	H29
第 1 競技場	62.0	68.3	69.2	62.6	65.8
第 2 競技場	72.9	76.0	80.2	70.8	75.5
相撲場	5.7	2.5	3.8	2.7	2.6



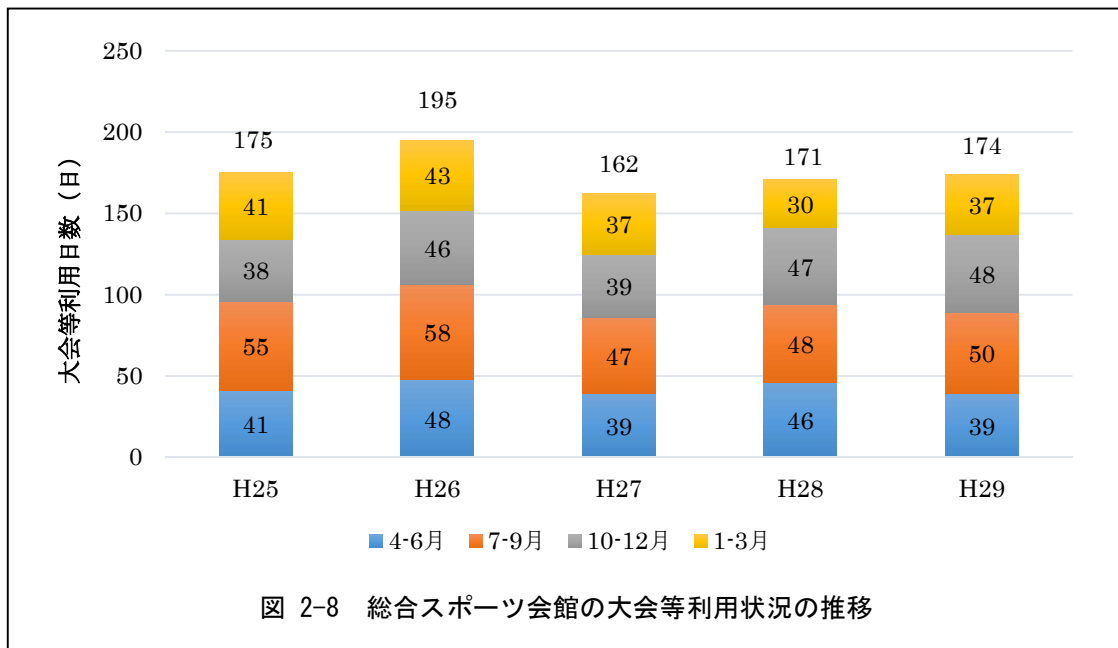
(3) 大会等の利用状況

大会等の利用状況については、総合スポーツ会館及び中央体育館について整理を行った。なお、大会等には、大会、講習会等を含んでいる。

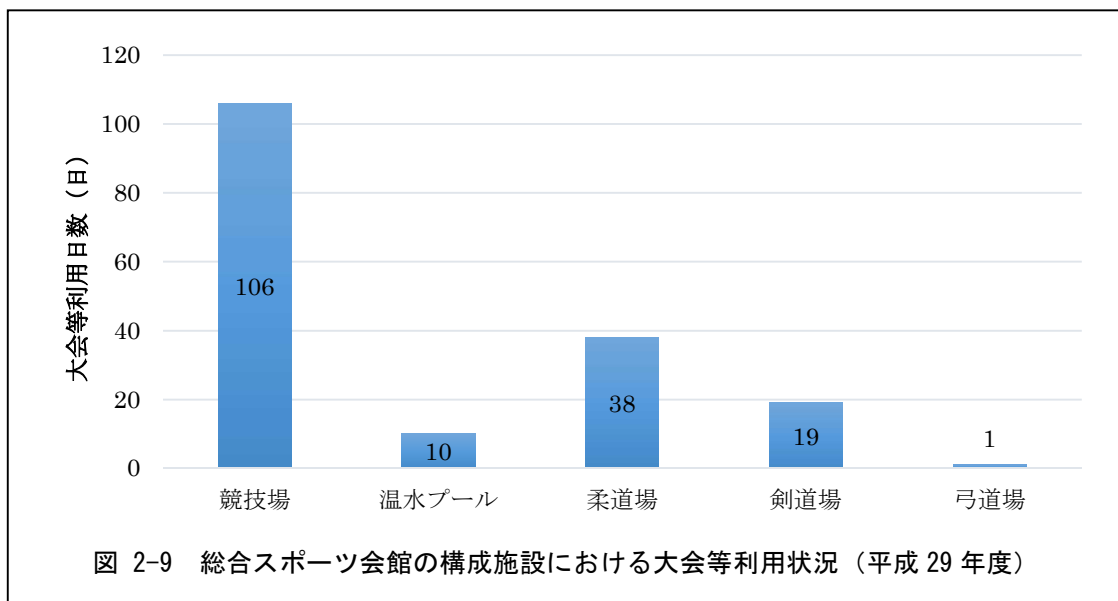
総合スポーツ会館の大会等の利用状況を図 2-8 及び図 2-9、中央体育館の大会等の利用状況を図 2-10 及び図 2-11 に示す。

大会等の利用は、総合スポーツ会館と中央体育館ともに、平成 27 年度以降に床研磨や屋根防水等の改修工事の影響で近年の大会等の利用日数が減少している。

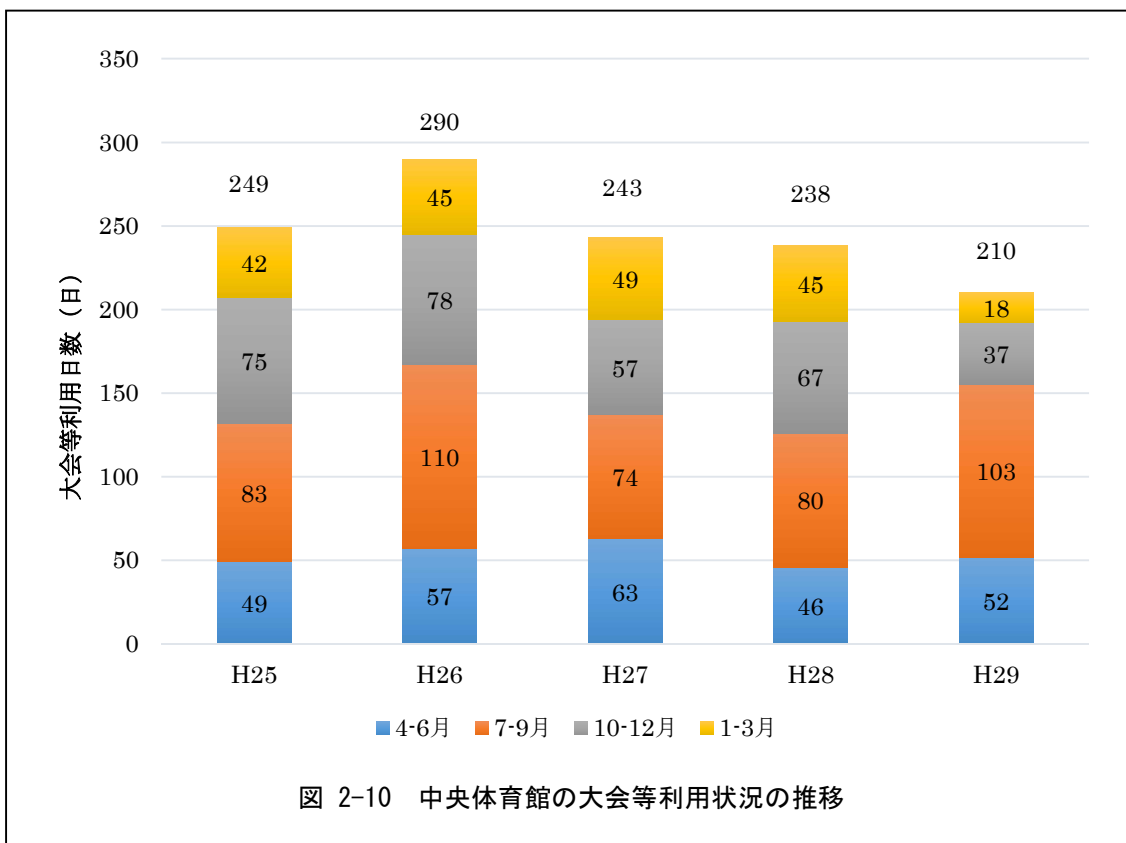
また、総合スポーツ会館と比較し、中央体育館での大会等の利用が多くなっている。



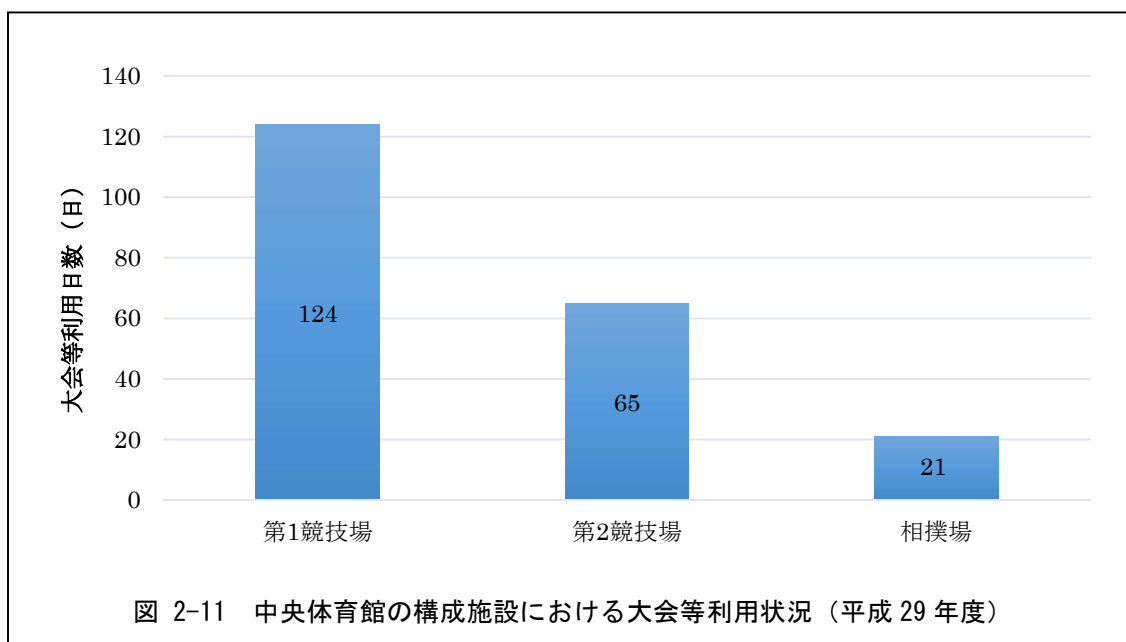
注) 大会等利用日数は、延べ利用日数（大会等の延べ開催日数）を示す。



注) 大会等利用日数は、延べ利用日数（大会等の延べ開催日数）を示す。



注) 大会等利用日数は、延べ利用日数（大会等の延べ開催日数）を示す。



注) 大会等利用日数は、延べ利用日数（大会等の延べ開催日数）を示す。

2.2. 屋外施設（市民プール、陸上競技場、姫路球場）

2.2.1. 施設の概要

(1) 市民プール

市民プールは、競技用 50m、25m プールとレジャープールを併設しており、夏期には水泳大会を開催している。また、競技用プールについては、学校等による占有使用による利用も行われている。

管理、運営については、他の施設と異なり、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が、市との使用貸借により行っている。

機械設備の老朽化、配管からの漏水など施設全体が著しく老朽化し、部品が無いものもあり、補修工事が困難な状態となっている。

表 2-18 市民プールの基本情報

所在地	姫路市西延末	建築年	昭和 49 年（1974 年）
敷地面積	約 23,300 m ²	階数	—
建築面積	—	構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	—	管理主体	（一財）姫路市まちづくり振興機構

表 2-19 市民プールの構成施設

施設名称	規模	備考
競技用プール	50m、25m	屋外、50m×8 レーン、25m×8 レーン
レジャープール	—	造波プール、流水プール、幼児プール、ファミリープール、直線スライダー、スパイラルスライダー

表 2-20 使用料（市民プール）

区分	大人（中学生以上）	小人（4 歳以上）
入場料	1,100 円	500 円
トワイライトチケット （午後 3 時以降の入場）	400 円	200 円
一般団体（30 名以上）	770 円	350 円

注）7 月第 1 土曜日～9 月第 1 日曜日に営業

(2) 陸上競技場

陸上競技場は、前回の東京オリンピックにあわせ竣工し、兵庫県西部を代表する日本陸上競技連盟の第二種公認競技場となっている。

利用形態は、占有使用、個人使用、年間使用がある。

供用開始から 54 年が経過し、競技場エリアは 5 年ごとの公認検定工事によって、その都度改修されているものの、スタンドや各諸室等の建物は老朽化が著しく、また、サッカーリーグの施設基準を満たしていない箇所があるなど様々な課題を抱えている。

今後、施設の老朽化対策とサッカー競技への対応を検討し、改修工事を実施する必要がある。

ある。

その他、陸上競技場では、ネーミングライツを採用している。

表 2-21 陸上競技場の基本情報

所在地	姫路市中地 377-1	建築年	昭和 39 年 (1964 年)
敷地面積	39,600 m ²	階数	地上 2 階
建築面積	—	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積	—	指定管理者	(一財) 姫路市まちづくり振興機構

表 2-22 陸上競技場の構成施設

施設名称	規模	備考
競技場	19,800 m ²	1 周 400m×8 コース、直線 140m×8 コース 全天候ウレタントラック、フィールド内天然芝
休養室 (簡易宿泊所)	50 名	5 室、スポーツ合宿等で使用可
収容人数	約 20,000 人	メインスタンド 約 6,000 人、バックスタンド 約 3,000 人、芝生スタンド 約 11,000 人

注) その他に、会議室、役員室、放送室、シャワー室、食堂等で構成される。

表 2-23 占用施設使用料 (陸上競技場)

区分	午前 9 時から午後 5 時まで
	1 時間につき
競技場 (スタンドを含む)	1,600 円
応接室・会議室	100 円
審判・役員室	100 円
浴室	500 円 (50 人以内)
休養室	宿泊以外 50 円 (1 人 1 回につき)
	宿泊 500 円 (1 人 1 泊につき)

注) 土・日・休日は 2 割増 (応接室・会議室、審判・役員室、浴室、休養室は除く)

表 2-24 個人施設使用料 (陸上競技場)

区分	一般	年間使用券
	1 人 1 回につき	1 人 1 年につき
競技場	大人 200 円	大人 8,000 円
	小人・高校生 100 円	小人・高校生 4,000 円

(3) 姫路球場

姫路球場は、野球競技の拠点施設として、プロ野球オープン戦や高校野球、社会人野球等、西播磨地域の市民球場として利用されている。

平成 26 年 3 月に以下のような改修を行い、リニューアルされている。

- ・ 内野スタンドは、既設内野スタンドを解体撤去し、中央部に大屋根を配し、個別の椅子席を設置
- ・ 外野スタンドは、既存施設を利用しながら、芝生席をリニューアル
- ・ スタンド内部には、屋内練習場を設け、会議室、更衣室、選手控室など、時代のニーズにあった諸室を整備
- ・ グラウンドは、両翼を従前 95m から 100m に拡張

利用形態については、占有使用のみとなっている。

課題であった防球ネットの設置については、平成 29 年度に完了しているが、ナイター設備の設置については、費用対効果と周辺環境への影響等を考慮しながら、今後、検討していく必要がある。

その他、姫路球場では、ネーミングライツを採用している。

表 2-25 姫路球場の基本情報

所在地	姫路市飯田 540 番地	建築年	昭和 34 年 (1959 年) 大規模改築：平成 26 年 (2014 年)
敷地面積	30,940 m ²	階数	地上 3 階
建築面積	—	構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	11,425 m ²	指定管理者	(一財) 姫路市まちづくり振興機構

表 2-26 姫路球場の構成施設

施設名称	規模	備考
グラウンド	12,471 m ²	センター120m、両翼 100m
メインスタンド	5,084 m ²	約 8,000 人収容
1 塁・3 塁側内野スタンド	6,038 m ²	
外野スタンド	—	約 6,000 人収容

注) その他、屋内練習場、会議室、審判控室、更衣室 (シャワールーム併設) 等で構成される。

表 2-27 使用料 (姫路球場)

区分	午前 9 時から午後 5 時まで
	1 時間につき
野球場 (スタンドを含む)	3,000 円
会議室 1	200 円
会議室 2	250 円
審判員控室	150 円

注) 土・日・休日は 2 割増 (会議室、審判控室は除く)

2.2.2. 利用状況

(1) 利用者数

屋外スポーツ施設の年間利用者数の推移を表 2-28 及び図 2-12 に示す。

市民プールについては、利用者数が天候に左右されるところであるが、年間約 12～13 万人の利用があり、集客力の高い施設となっている。

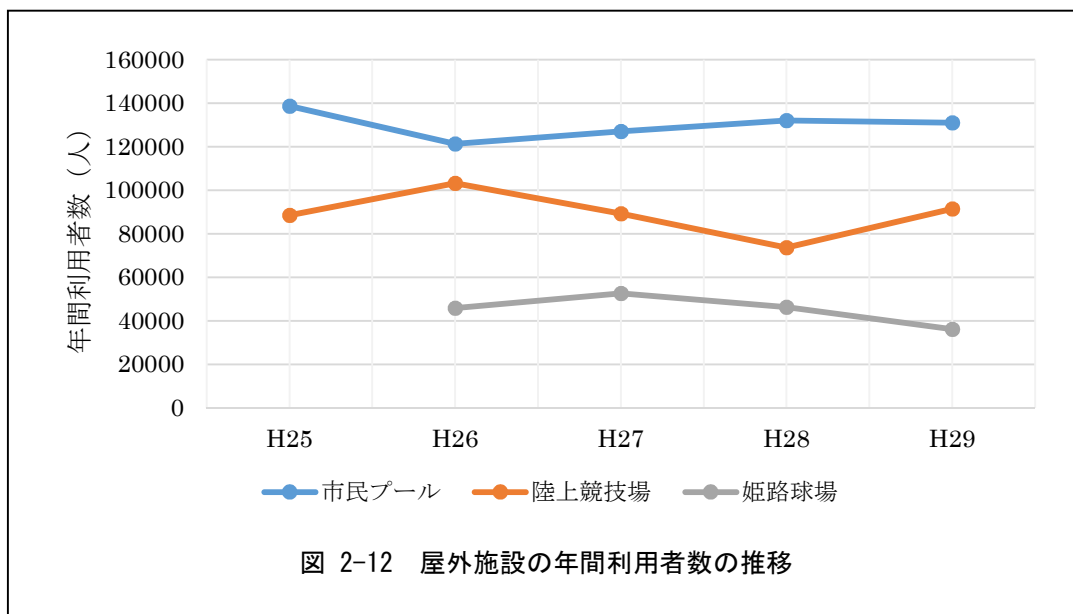
陸上競技場については、利用者数が減少傾向であったが、平成 29 年度に年間 9 万人を超えて回復しており、兵庫県西部を代表する施設となっている。

姫路球場は、平成 27 年度をピークに減少傾向であるが、市内の他の球場（姫路球場以外で最も年間利用者数が多い球場は、平成 29 年度で白浜新開野球場の約 2.8 万人）の利用者数と比較しても、最も多い利用者数となっており、本市における野球競技の拠点施設となっている。

表 2-28 屋外施設の年間利用者数の推移

単位：人

施設名称	年 度				
	H25	H26	H27	H28	H29
市民プール	138,622	121,262	126,963	132,067	130,922
陸上競技場	88,446	103,203	89,290	73,692	91,493
姫路球場	—	45,873	52,660	46,336	36,074



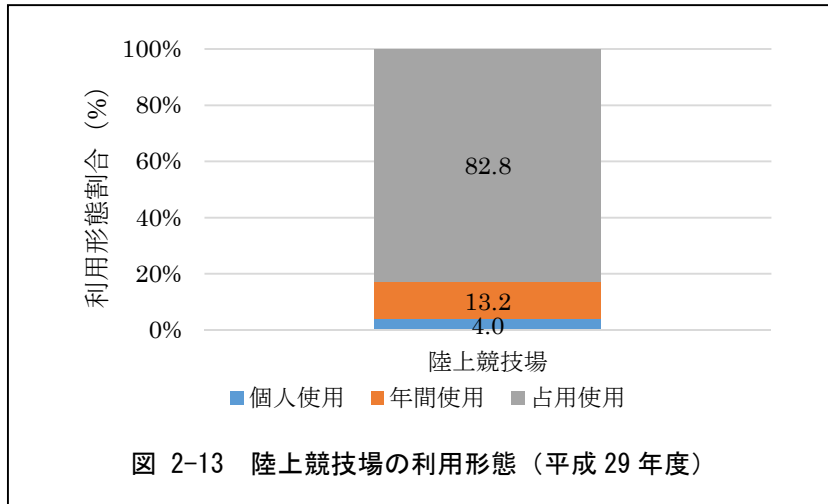
注 1) 市民プールは、7月第1土曜日～9月第1日曜日まで営業

注 2) 姫路球場は、平成 23 年 12 月～平成 26 年 3 月まで大規模改築工事のため閉鎖

(2) 利用形態

利用形態については、個人使用、年間使用、占用使用の区分がある陸上競技場について整理を行った。

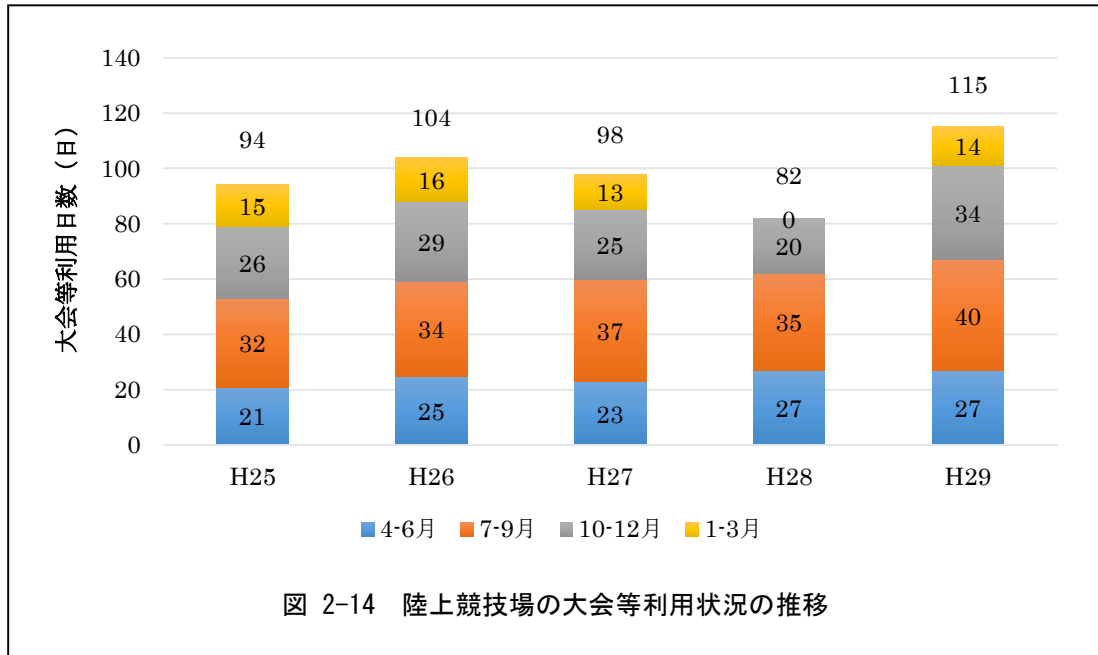
陸上競技場の利用形態は、図 2-13 に示すとおりであり、占用使用が 82.8%を占めているが、個人使用と年間使用も合わせて 17.2%あり、団体だけでなく、個人使用にも使われている状況が伺える。



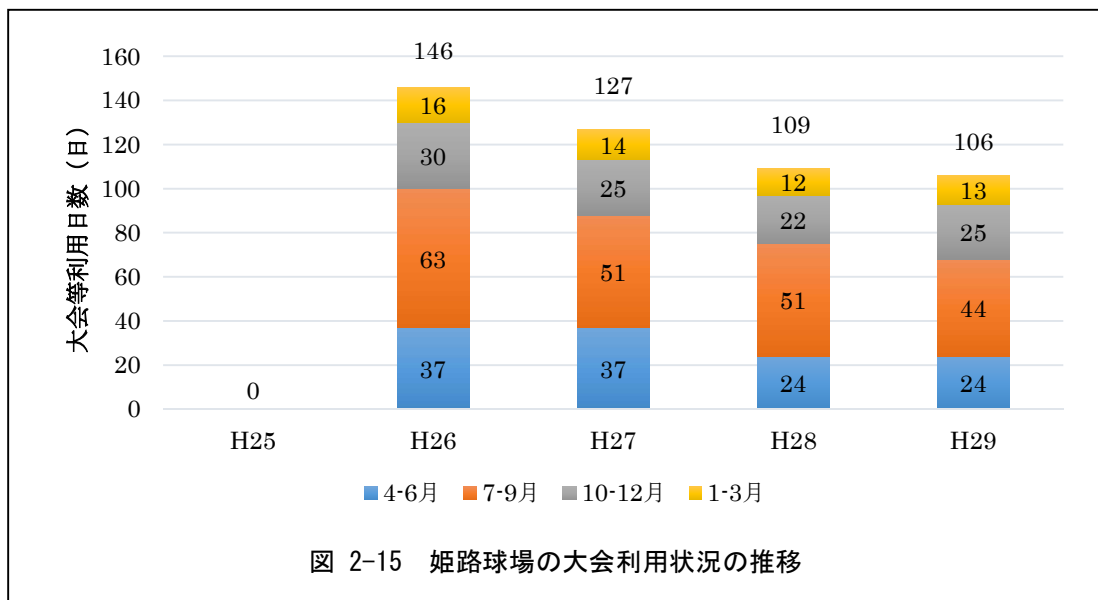
(3) 大会等の利用状況

大会等の利用状況として、陸上競技場の利用状況の推移を図 2-14 に、姫路球場の利用状況の推移を図 2-15 に示す。なお、大会等には、大会、講習会等を含んでいる。

大会等の利用は、陸上競技場が平成 28 年度の公認検定改修工事の影響で減少している。また、姫路球場は夏季に大会利用が多いが、年間の大会日数は年々減少している。



注) 平成 28 年 12 月～平成 29 年 3 月まで改修工事のため閉鎖



注) 平成 23 年 12 月～平成 26 年 3 月まで大規模改築工事のため閉鎖

3. 上位計画等における本事業の位置付け

手柄山スポーツ施設の再編にあたっては、市のスポーツに係る上位計画等における理念や政策の実現に資する事業とする必要がある。

本事業に関連するスポーツに係る上位計画等としては、以下が挙げられる。各上位計画等の概要と本事業に関連する内容を以降に示す。

- ① スポーツ立国戦略（平成 22 年 8 月、文部科学省）
- ② スポーツ基本法（平成 23 年 6 月、法律第 78 号）
- ③ スポーツ基本計画（平成 24 年 3 月、文部科学省）
- ④ 兵庫県スポーツ推進計画（基本計画）（平成 24 年 12 月、兵庫県教育委員会）
- ⑤ 姫路市総合計画 ふるさと・ひめじプラン 2020（平成 21 年 3 月、姫路市）
- ⑥ 姫路市スポーツ推進計画（平成 27 年 12 月、姫路市）
- ⑦ 手柄山中央公園整備基本計画（平成 29 年 1 月、姫路市）

3.1. スポーツ立国戦略（平成22年8月、文部科学省）

項目	内容
計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「スポーツ振興法」を見直し、新たにこれに代わる「スポーツ基本法」の検討を視野に入れ、今後の我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す戦略
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなスポーツ文化の確立
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人[する人、観る人、支える（育てる）人]の重視 ・ 連携・協働の推進
重点戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフステージに応じたスポーツ機会の創造 ・ 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化 ・ スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出 ・ スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上 ・ 社会全体でスポーツを支える基盤の整備
本事業に関連する内容	<ol style="list-style-type: none"> ① ライフステージに応じたスポーツ機会の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。 ② 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界の強豪国に伍する競技力向上を図るため、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な強化体制を構築する。 ③ スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ トップスポーツと地域スポーツの好循環を創出するため、広域市町村圏（全国300箇所程度）を目安として、拠点となる総合型クラブ（「拠点クラブ」）に引退後のトップアスリートなど優れた指導者を配置する。 ④ 社会全体でスポーツを支える基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域スポーツ活動の推進により「新しい公共」の形成を促すとともに、国民のスポーツへの興味・関心を高めるための国民運動の展開や税制措置等により、社会全体でスポーツを支えるための基盤を整備する。

3.2. スポーツ基本法 （平成 23 年 6 月、法律第 78 号）

項 目	内 容
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする。 ・ 青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携 ・ 地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて、地域の全ての世代の人々の交流を促進し、交流の基盤を形成 ・ スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全の確保 ・ 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進 ・ 我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。）が国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進 ・ スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与 ・ スポーツを行う者に対する不当な差別的取扱いの禁止、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進
講じられる施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツの推進のための基礎的条件の整備等 ・ 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備 ・ 競技水準の向上等
本事業に関連する内容	<ol style="list-style-type: none"> ① スポーツ選手が大会等において優秀な成績を収めるためのスポーツに関する競技水準の向上に資する施設 ② 市民が自主的・自律的に、個人の適正や健康状態に応じて、身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの場 ③ 利用者の年齢層や障害の有無に関係なくスポーツを通じて、地域の全ての世代の人々の交流が促進できる交流基盤

3.3. スポーツ基本計画 （平成 24 年 3 月、文部科学省）

項目	内容
計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針：平成 24 年度から 10 年間 ・ 総合的かつ計画的に取り組むべき施策：平成 24 年度から 5 年間
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものスポーツ機会の充実 ・ ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ・ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備 ・ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備 ・ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進 ・ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上 ・ スポーツ界の好循環の創出
総合的かつ計画的に取り組むべき施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実 ・ 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ・ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備 ・ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備 ・ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進 ・ ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上 ・ スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
本事業に関連する内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域における子どものスポーツ機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものスポーツ機会の充実を目指し、地域において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。 ② 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。 ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

3.4. 兵庫県スポーツ推進計画（基本計画）（平成 24 年 12 月、兵庫県教育委員会）

項目	内容
計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ基本法第 10 条の規定に基づき、スポーツ基本計画の理念を踏まえた兵庫県のスポーツ施策の具体的な方向性を示す指針
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度から平成 33 年度までの概ね 10 年間
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての県民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、共に支え合う兵庫のスポーツ文化を確立することにより、一人ひとりが健康で、いきいきと暮らす社会「スポーツ立県ひょうご」を実現する。
重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツをする子どもの増加と体力の向上 ・ 成人のスポーツ実施者の増加 ・ 競技力レベルの向上 ・ 障害のある人のスポーツ参加者の増加 ・ 手軽に参加できるスポーツ環境の整備
本事業に関連する内容	<ol style="list-style-type: none"> ① スポーツをする子どもの増加と体力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものスポーツ環境を整備し、スポーツ実施者を増やすとともに、体力の向上を図る。 ② 成人のスポーツ実施者の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成人のスポーツ実施率を向上させるため、スポーツ活動の習慣がない人へのスポーツ実施の推奨を図る。 ③ 競技力レベルの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 競技人口のすそ野を拡大し、高い競技力を確保するため、ジュニア世代からの一貫指導体制の充実を図る。 ④ 障害のある人のスポーツ参加者の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人のスポーツ活動の活性化に向け、新たな中核拠点の整備や、競技・圏域ごとの活動拠点確保に向けた既存施設の改修の支援などの取組を推進する。 ・ 障害者スポーツへの県民理解の促進を図るため、障害の有無に関わらず誰もが楽しむことができる障害者スポーツ大会等を実施する。 ⑤ 手軽に参加できるスポーツ環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化したスポーツ施設の改修に加え、地域住民が夜間利用できるための照明施設の設置検討や、高齢者や障害者をはじめ誰もが安全・快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進める必要がある。 ・ 県民のスポーツの関心を高め、地域の活性化などの成果をあげるとともに、国内外からより多くの参加選手や観戦者が本県を訪れ、県民を含め互いの郷土意識の醸成や異文化への理解を深める機会となるよう、国際競技大会等の招致・開催について一層の取組が必要である。

3.5. 姫路市総合計画 ふるさと・ひめじプラン2020 (平成21年3月、姫路市)

項目	内容
計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・市の行政運営の指針 ・「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構造で構成される。
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画：平成21年度～32年度（12年間） ・実施計画：平成21年度～32年度を3か年毎に分けて策定
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然との共生」、「人と人との共生」、「歴史・文化との共生」の3つの共生による「共生のまちづくり」
実現のための基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標1 ふれあいと賑わいある 協働・交流都市 ・基本目標2 風格と活力ある 歴史文化・産業都市 ・基本目標3 やさしさと信頼に満ちた 教育・福祉都市 ・基本目標4 自然豊かで快適な 環境・利便都市
本事業に関連する内容	<p>① 基本目標1 ふれあいと賑わいある 協働・交流都市</p> <p>基本的政策4 広域行政の推進と交流の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内姉妹都市との親善スポーツ交流事業の推進 ・スポーツ・文化等交流機会の創出 <p>基本的政策5 観光の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手柄山中央公園整備基本計画に基づく事業の推進 <p>② 基本目標3 やさしさと信頼に満ちた 教育・福祉都市</p> <p>基本的政策1 安心して暮らせる健康福祉社会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュースポーツ地域普及事業の実施 ・障害者スポーツ・レクリエーション振興事業の実施 <p>基本的政策3 いきいきとした生涯学習社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手柄山スポーツ施設の整備 ・競技スポーツの推進 ・全国スポーツ大会等の開催支援 ・各種スポーツ教室の開催 ・スポーツ都市・ひめじに向けた取り組みの推進 <p>③ 基本目標4 自然豊かで快適な環境・利便都市</p> <p>基本的政策4 都市活動を支える基盤整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園等（総合公園：手柄山中央公園）の整備

3.6. 姫路市スポーツ推進計画（平成27年12月、姫路市）

項目	内容
計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画 ・ 市の総合計画や他の関連計画と連携を図りながら、総合的な体系のもとにスポーツを推進
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度から平成36年度の10年間
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが気軽にスポーツに関わりを持てる、生涯スポーツ社会の実現
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本目標1 健康な生活を支えるスポーツ環境の整備 ・ 基本目標2 スポーツ振興事業の展開
本事業に関連する内容	<p>① 基本目標1 健康な生活を支えるスポーツ環境の整備</p> <p>■基本方針1-1 体育施設の有効活用・改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市的な見地から体育施設の利用状況の分析と、利用圏域の位置づけを行ったうえで、計画的な施設の再配置を検証し、総合スポーツ会館をはじめとする老朽化した体育施設を計画的に再整備するなど、施設の充実を図るとともに、更なる利便性の向上に努める。 <p>■基本方針1-3 スポーツ情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内のみならず、播磨圏域8市8町で構成する、連携中枢拠点都市圏内で開催される各種大会やプロスポーツ、スポーツイベントの広報活動など、圏域の各種スポーツ団体とも連携しながら積極的に情報発信を図り、市民がスポーツを楽しむ気運の醸成に努める。 <p>② 基本目標2 スポーツ振興事業の展開</p> <p>■基本方針2-1 ライフステージに応じたスポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期の子供からお年寄り、障害者に至るすべての市民のライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、子供や中高年の体力向上、障害者スポーツの振興を図る。 <p>■基本方針2-2 地域スポーツの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての市民が気軽にいつでも、多種目のスポーツに参加できる環境を整え、スポーツを通じた地域コミュニティの核となるような事業活動を推進する。 ・ 各校区やブロックごと、市全域でのスポーツ大会等を継続的に開催することにより、地域間の相互交流を図るなど、更なるコミュニティの活性化を図る。 <p>■基本方針2-3 競技スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市体育協会に加盟する各種目団体が行う選手強化事業を支援するとともに、各種大会の共催、後援を行うなど、積極的な大会開催を働きかけることにより、競技スポーツの活性化を図る。 ・ 各種市民大会の開催や、他都市とのスポーツ交流、アスリートによる選手指導を行うなど、選手の競技力や技術力を向上させるとともに、スポーツを通じた地域間交流も推進する。 <p>■基本方針2-4 スポーツによる地域経済の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の招致、関西ワールドマスターズゲームズ2021の種目別競技の誘致、その他プロスポーツや全国規模の大会など、大規模なスポーツ大会を誘致し、スポーツを既存の観光資源と融合させ、交流人口の拡大や地域経済の活性化につなげる。

3.7. 手柄山中央公園整備基本計画 （平成 29 年 1 月、姫路市）

項目	内容						
計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 手柄山中央公園の園内施設の再配置を中心とする新設、改修等の中長期的な整備方針を示す。 						
整備順位	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 期の整備目標年次は平成 37 年度 第 2 期の整備目標年次は平成 38 年次以降 						
整備コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 感動と笑顔あふれる憩いの交流空間の創出 						
整備における 5 つの視点	<ol style="list-style-type: none"> ① スポーツの拠点としての整備 ② 平和と学びの拠点としての整備 ③ 緑豊かなやすらぎの拠点としての整備 ④ 防災拠点としての整備 ⑤ 公園全体の魅力と利便性を高める整備 						
本事業に関連する内容	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設の整備方針 大規模なスポーツ大会を開催できる本格的なスポーツ施設の整備を行う。市民がトップスポーツを観戦し、生涯スポーツの参加意欲を高め、競技レベルを向上させることができるよう、スポーツ推進計画との整合を図りながら、新たなスポーツ施設の整備を目指していく。 公園施設再配置の整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ■陸上競技場 <table border="1" data-bbox="395 1088 1362 1290"> <tr> <td data-bbox="395 1088 1362 1126">〈存続〉スポーツの拠点として存続させる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1126 1362 1290">陸上競技場は、播磨地域における陸上競技等の拠点として利用されてきた。施設の老朽化が進んでおり、将来的には大規模改修が必要とされている。引き続き、姫路球場や中央体育館とともにスポーツの拠点施設として存続させ、サッカー等の他競技でも活用できるよう機能の充実を図ることとする。</td> </tr> </table> ■姫路球場 <table border="1" data-bbox="395 1368 1362 1536"> <tr> <td data-bbox="395 1368 1362 1406">〈存続〉スポーツの拠点として存続させる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1406 1362 1536">姫路球場は平成 26 年 3 月にリニューアルオープンしている。引き続き、陸上競技場や中央体育館とともにスポーツの拠点施設として、存続させていく。</td> </tr> </table> ■中央体育館 <table border="1" data-bbox="395 1615 1362 1861"> <tr> <td data-bbox="395 1615 1362 1653">〈存続〉スポーツの拠点として存続させる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1653 1362 1861">昭和 63 年に建設され、球技スポーツの拠点として Vリーグ女子バレー大会の開催会場となる等、各種大会が開催されている。施設の老朽化が進んでおり、将来的には大規模改修が必要とされている。引き続き、姫路球場や陸上競技場とともにスポーツの拠点施設として存続させていく。</td> </tr> </table> 	〈存続〉スポーツの拠点として存続させる。	陸上競技場は、播磨地域における陸上競技等の拠点として利用されてきた。施設の老朽化が進んでおり、将来的には大規模改修が必要とされている。引き続き、姫路球場や中央体育館とともにスポーツの拠点施設として存続させ、サッカー等の他競技でも活用できるよう機能の充実を図ることとする。	〈存続〉スポーツの拠点として存続させる。	姫路球場は平成 26 年 3 月にリニューアルオープンしている。引き続き、陸上競技場や中央体育館とともにスポーツの拠点施設として、存続させていく。	〈存続〉スポーツの拠点として存続させる。	昭和 63 年に建設され、球技スポーツの拠点として Vリーグ女子バレー大会の開催会場となる等、各種大会が開催されている。施設の老朽化が進んでおり、将来的には大規模改修が必要とされている。引き続き、姫路球場や陸上競技場とともにスポーツの拠点施設として存続させていく。
〈存続〉スポーツの拠点として存続させる。							
陸上競技場は、播磨地域における陸上競技等の拠点として利用されてきた。施設の老朽化が進んでおり、将来的には大規模改修が必要とされている。引き続き、姫路球場や中央体育館とともにスポーツの拠点施設として存続させ、サッカー等の他競技でも活用できるよう機能の充実を図ることとする。							
〈存続〉スポーツの拠点として存続させる。							
姫路球場は平成 26 年 3 月にリニューアルオープンしている。引き続き、陸上競技場や中央体育館とともにスポーツの拠点施設として、存続させていく。							
〈存続〉スポーツの拠点として存続させる。							
昭和 63 年に建設され、球技スポーツの拠点として Vリーグ女子バレー大会の開催会場となる等、各種大会が開催されている。施設の老朽化が進んでおり、将来的には大規模改修が必要とされている。引き続き、姫路球場や陸上競技場とともにスポーツの拠点施設として存続させていく。							

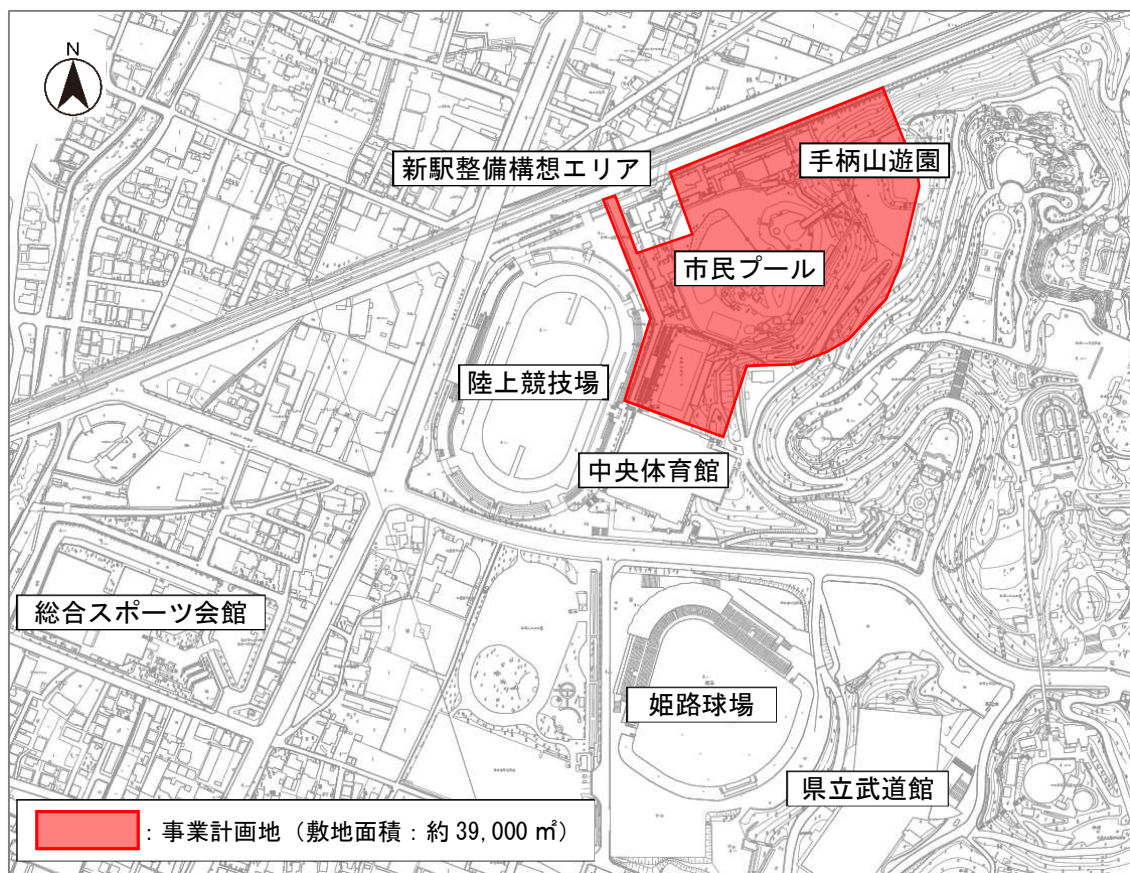
項目	内容
本事業に関連する内容	<p>■ 県立武道館</p> <p>〈存続〉 武道の拠点として活用されている。</p> <p>全国規模の武道大会等の開催や練習道場としても利用されており、園内施設の中で最も利用者が多く、年間約 50 万人以上の方が利用している。</p> <p>国内でも有数の武道場であり、武道の拠点として活用されている。</p> <p>■ 新体育館</p> <p>〈新規整備・新設〉 新たに体育館を整備する。</p> <p>本公園に近接する総合スポーツ会館は、本市のスポーツ拠点として利用されているが、施設の老朽化が著しいこと等から、総合スポーツ会館機能を新体育館へ移転させる。また、トップアスリートを育成し、大規模な大会を開催できるようスポーツ推進計画との整合を図りながら整備を行う。</p> <p>■ 市民プール</p> <p>〈新規整備・全面改修〉</p> <p>新たに全天候型屋内プールを整備するとともに、その附属施設として、レジャープールの整備を行う。</p> <p>市民プールとして、屋外 50m、練習用屋外 25m とレジャー用プールが併設されている。夏場のレクリエーション施設として親しまれている一方で、西播磨地域の水泳大会等も開催している。</p> <p>しかし、施設の老朽化が顕著であることや屋外プールは夏場だけの利用となることから、市民プール機能を見直し、新たに全天候型屋内競技用 50m、25m プールを整備するとともに、その附属施設としてレジャープールの整備を行う。</p>

4. 事業計画地

手柄山中央公園整備基本計画において、本事業に関連するスポーツ施設のうち、陸上競技場、姫路球場、中央体育館、県立武道館については存続、市民プールは新規整備・全面改修とし、公園外に位置する総合スポーツ会館を廃止して公園内に新体育館の整備を行うこととしている。

よって、事業計画地は、図 4-1 に示す現在の市民プールや手柄山遊園部分を範囲とし、この範囲内に新体育館と市民プールを整備する。

ただし、事業計画地内に整備する施設については、手柄山中央公園内の他のスポーツ施設との連携や役割分担を踏まえて、具体的な規模や機能を検討する。



5. 基本コンセプト及び施設整備方針

5.1. 基本コンセプト

手柄山中央公園整備基本計画（平成 29 年 1 月、姫路市）における整備コンセプトである「感動と笑顔あふれる憩いの交流空間の創出」や姫路市スポーツ推進計画（平成 27 年 12 月、姫路市）の基本理念である「誰もが気軽にスポーツに関わりを持てる、生涯スポーツ社会の実現」を踏まえ、次の 3 つを新たな手柄山スポーツ施設の基本コンセプトとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 多様なニーズに対応できる拠点性の高いスポーツ施設(2) 手柄山中央公園の玄関口となるスポーツ施設(3) レクリエーション空間として機能するスポーツ施設 |
|---|

5.1.1. 多様なニーズに対応できる拠点性の高いスポーツ施設

スポーツとの関わり方には、自らプレイする（「する」）ことやプロスポーツ等を観戦する（「みる」）こと、さらには指導者、ボランティアとしてスポーツをサポートする（「ささえる」）ことなど、多様な形がある。

このような多様なスポーツへの関わり方の充実は、「人（する人、観る人、支える人）の重視」を基本的な考え方とする国のスポーツ政策の方向性を示す「スポーツ立国戦略」とも合致するところである。

手柄山中央公園には、球技、競泳、武道など多様なスポーツに対応できる施設が集積していることから、この立地特性を活かし、新体育館及び市民プールが既存のスポーツ施設の機能を補完・拡充することで、公園内のスポーツ施設が一体となって「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」のすべてを実現できる拠点性の高い環境を整える。

5.1.2. 手柄山中央公園の玄関口となるスポーツ施設

J R 姫路・英賀保間の新駅整備構想では、陸上競技場北側に新駅が設置されることが計画されており、手柄山中央公園の新たな玄関口となる。

新体育館及び市民プールは、新駅を利用する人が最初に視認する公園施設であり、その他の公園施設を訪れる場合に、必ず通過する施設となる。

よって、新体育館及び市民プールを手柄山中央公園の玄関口とするべく、手柄山中央公園の構成施設として景観上シンボル性の高い施設とする。また、公園内の他の施設へのアクセス性を確保するなど、利便性の向上に配慮する。

5.1.3. レクリエーション空間として機能するスポーツ施設

事業計画地では、長年にわたり市民に親しまれてきた手柄山遊園が廃止されることとなるが、新体育館及び市民プールについては、子どもから高齢者まで様々な人が気軽に訪れることができ、また、園路を散策するなど公園を楽しみながら健康づくりができるレクリエーション空間として機能する施設とする。

このため、スポーツ施設の利用者以外でも気軽に公園を訪れることができるような魅力ある施設を目指す。

5.2. 施設整備方針

5.2.1. 中央体育館との機能分担の見直し

新体育館については、アリーナ等の競技空間の規模は、現状の総合スポーツ会館と同様としつつ、最新の設備等を導入することで「するスポーツ」の充実を図る。また、「みるスポーツ」により、スポーツに興味をもってもらえるよう、新体育館のメインアリーナには、2階に加え1階にも観客席を設け、臨場感あふれるスポーツ観戦ができるようにする。

このような新体育館の整備により、全国レベル、県レベル、播磨圏域レベルなど一流の選手を招いた大会を誘致できる施設にするとともに、競技力レベルを向上させ、トップアスリートを育成できる施設とする。

このため、現状の利用状況として、中央体育館は占用使用や大会等での利用が主となり、総合スポーツ会館は個人使用や教室使用などが多いという特徴を有しているが、役割分担を見直し、中央体育館では、個人使用や教室使用を充実させ、市民が気軽に地域スポーツ、体力づくりができる施設とするとともに、新体育館では大会等を誘致し、トップアスリートなどを育成できる施設とする。

5.2.2. 県立武道館との機能分担

県立武道館は、国内でも有数の武道場であり、一流の武道家を含む競技者、団体が利用しており、武道の拠点施設としての地位を確立している。

一方で、総合スポーツ会館の有する柔道場、剣道場、トレーニングルームは、占用使用や教室使用などにより、市民が武道を知り、参加する、また、体力づくりや健康増進のきっかけとなるという点で重要な役割を果たしている。

よって、県立武道館は、競技力レベルを向上させ、一流選手を育成する施設、新体育館は、市民が気軽に武道に触れ、体力づくりができる施設とする。

なお、県立武道館が機能として有していない弓道場については、新体育館において整備を行う。整備にあたっては、現状の総合スポーツ会館が近的のみとなり、大会等にほとんど利用されていないことから、近的・遠的競技が行える施設とし、市民利用と一流選手育成の両方が実現できる施設とする。

5.2.3. 競技用プールの充実

これまで市民プールが市内唯一の日本水泳連盟公認 50mプールとして、大会等を実施していたが、屋外であったため、利用期間が限定されてきた。

このため、新たな市民プールは、全天候型屋内プールとして、50m国内一般プール・AAの規格を有するものとし、水泳競技のレベルを向上させ、トップアスリートを育成できる施設とする。

5.2.4. 中央体育館との連携によるスポーツの振興

市の地域スポーツの根幹となるすべての市民が運動を自発的、日常的に行うことを目的とした「総市民健康運動推進事業」及びスポーツ推進委員が中心となりスポーツコミュニティ

活動を展開している「地域スポーツ振興事業」を更に周知し、拡充を図るため、障害者を含む子どもから高齢者までの幅広い年齢層の利用者を対象に、ライフステージに応じたスポーツに取り組むためのきっかけづくりとなる教室や講座を、新体育館及び市民プールと中央体育館とで分担しながら、積極的に開催する。

5.2.5. 人々がふれあい、スポーツに興味を持てる施設

新体育館及び市民プールには、スポーツ施設利用者のみならず、すべての公園利用者が気軽に訪れることができるよう、レストランやコンビニエンスストアなどの利便施設を設けるほか、地域ではどのようなスポーツが盛んなのか、また、国内外で活躍している選手の状況など、スポーツに関する様々な情報が得られる場としての機能を整備する。

また、トレーニングルームなどは、屋外にも臨場感が伝わり、体力づくりや健康増進のきっかけとして、気軽に利用したくなるような施設とする。

その他、現状ではスポーツ関係者に利用を限定している会議室・研修室の一般利用について検討するとともに、保護者がスポーツをしている間に子どもたちが遊ぶことができるキッズコーナーを設置するなど、施設利用者の利便性を高め、集客力を向上させる。

5.2.6. 高齢者及び障害者に配慮された施設

新体育館及び市民プールでは、段差の解消、スロープやエレベーターの設置等、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを推進し、高齢者や障害者の方にも十分に配慮した人にやさしい施設とする。

また、シッティングバレーボール、車いすバスケットボールなどパラスポーツに対応し、障害者スポーツを支える施設環境を整える。

5.2.7. 環境への配慮や災害時に対応できる施設

二酸化炭素排出量の削減や再生可能エネルギーの活用など、環境にも十分配慮した施設を整備する。

防災機能については、手柄山中央公園が「広域防災拠点」となっていることから、災害時の物資集積場所として、地域防災拠点への輸送役割を担っており、これら防災機能の拡充を図っていく必要がある。また、屋内プールのプール水も災害時には生活雑水として利用するなど、新体育館や市民プールの導入機能を検討する。

5.2.8. 新駅設置に伴う立地環境を活かした施設

新体育館及び市民プールは、新駅設置に伴う新たな公園の玄関口に位置するシンボル性の高い施設としていく。

また、都市公園である手柄山中央公園の構成施設の一つであることから、公園内の他施設にアクセスしやすい配置や園路の設置を行うとともに、都市公園にふさわしい景観構成要素となるようデザインに配慮する。

さらに、新駅設置の効果を最大限活かすため、新駅利用者にとっても利便施設となるレストランやコンビニエンスストアを利用者にアクセスしやすい位置に配置する。

6. 施設の構成と想定規模

6.1. 施設の構成

6.1.1. 新体育館

新体育館は、現状の総合スポーツ会館と同等程度の機能を持つ施設を基本とし、基本コンセプトや施設の基本方向に合致した施設を整備する。

(1) 競技機能

a) メインアリーナ

新体育館は、市民レベルや播磨圏域レベルの大会のほか、一定規模の全国レベル、県レベルの大会やプロスポーツ大会を開催できる機能が必要となる。また、選手控室、役員室、更衣室、器具庫など、選手や関係者が利用しやすい施設とする。

一方で、大会開催時以外には地域の人たちが活用しやすい施設であることが必要なことから、一般利用なども視野に入れた施設とする。

メインアリーナの規模等として、以下を想定する。

- ・ 現状の総合スポーツ会館と同様にバレーボールコート3面、バスケットボールコート3面、バドミントンコート12面が確保できる規模とするとともに、近年のニーズからフットサルコート2面、ハンドボールコート2面にも対応できる規模として、3,000㎡（68m×42m）程度とする。
- ・ 間仕切りネット等で分割利用し、多様な使い方に対応する。
- ・ 付帯施設として、選手控室、役員室、更衣室、器具庫を隣接させる。
- ・ 観客席として、3,500席以上（1階：可動式観客席1,100席程度、2階：固定式観客席2,400席程度）を確保する。1階を可動式観客席とすることで、収納時のスペースを有効利用できるような施設とする。

b) サブアリーナ

サブアリーナは、日頃のスポーツの練習や大会時のウォームアップに利用できる施設とする。

- ・ バレーボールコート1面、バスケットボールコート1面、バドミントンコート4面が確保できる規模とするとともに、近年のニーズからフットサルコート1面、ハンドボールコート1面にも対応できる規模として、1,000㎡（44m×25m）程度とする。
- ・ 間仕切りネット等で分割利用し、多様な使い方に対応する。
- ・ 観客席として、200席程度を確保する。

c) 卓球場

現状の総合スポーツ会館において設置されている卓球場は、人気が高く、使用者数が増加していることから、引き続き新体育館においても、卓球台10台を設置できる500㎡程度の施設とする。

d) 柔道場

柔道場については、1面のサイズを国体規定(9.1m×9.1m)とし、4面配置(1,000㎡程度)する。また、観客席は120席程度とする。

県立武道館との役割分担から、市民が気軽に武道に触れることができる施設とする。

e) 剣道場

剣道場については、1面のサイズを国体規定(9~11m×9~11m)とし、4面配置(1,000㎡程度)する。また、観客席は120席程度とする。

県立武道館との役割分担から、市民が気軽に武道に触れることができる施設とする。

f) 弓道場

弓道場については、近的：10人立ち(1,000㎡程度)、遠的：6人立ち(1,000㎡程度)とする。また、観客席として近的に120席程度、遠的に100席程度を設置する。

弓道場は、県立武道館になく、また、現状の総合スポーツ会館は近的のみであったが、新体育館では近的・遠的の両方が行える施設とし、市民利用と一流選手育成の両方が実現できる施設とする。

(2) 健康増進・交流機能

a) トレーニングルーム

軽運動や筋力トレーニングを実践できる器具を設置し、屋外にも臨場感が伝わり、体力づくりや健康増進のきっかけとして、初心者から競技者まで気軽に利用したくなるような300㎡程度の施設とする。

トレーニング器具については、現状の総合スポーツ会館では、一般的に人気の高いランニングマシンやバイクが比較的少ないが、利用者ニーズに応じた器具を選定する。

また、市民のスポーツに関する相談に応じるとともに、各種機器の使用方法や利用者に応じたトレーニング内容のアドバイスを行う体制を整える。

なお、トレーニングルームには、トレーニング器具だけでなく、幅広い活用のできるスペースの確保についても検討を行う。

b) スタジオ（多目的室）

エアロビクス、ダンス、ヨガなど多様なスポーツニーズに対応できる部屋として200㎡程度のスタジオ（多目的室）を設置する。少人数利用にも対応できるよう可動式間仕切りにより分割できる構造とする。

c) ランニングコース

日頃の健康増進や大会時のウォームアップに利用できる走路幅3m程度のランニングコース(1周200m程度)をメインアリーナ上部に設置する。

d) キッズコーナー

子育て世代が安心してスポーツに取り組むことができ、子育てをしている親や子どもの交流を促進するために、幼児の遊び場、待機場所として、50 m²程度のキッズコーナーをエントランスロビー付近に設置する。

e) レストラン・コンビニエンスストア

新駅設置に伴う新たな公園の玄関口として、スポーツ施設利用者のみならずすべての公園利用者が気軽に訪れ、日用品の買い物や飲食ができ、会話や交流できる100席程度のレストラン・コンビニエンスストアを効果的な位置に設置する。

(3) 管理・サービス機能

a) エントランスホール・ロビー

施設の顔として開放感があり、スポーツに関する資料展示など情報発信・情報収集機能も有するオープンなスペースを確保する。

b) 会議室・研修室

スポーツ指導者やスポーツボランティアの各種研修に利用する合計300 m²程度の会議室・研修室を設置する。なお、今後、利用率向上のためスポーツ関係者以外の一般利用についても検討する。

c) 更衣室・ロッカー・シャワー室

利用者の利便性を向上させ、施設を快適に使用できるように、メインアリーナやサブアリーナ、トレーニングルーム、スタジオ（多目的室）等の位置関係を考慮しながら、500 m²程度の更衣室・ロッカー・シャワー室を設置する。

d) 器具庫・倉庫

バレーボールやバスケットボール、バドミントンなどに使用されるネット、支柱、ハンドルや運営に必要な備品を収納するための器具庫・倉庫をメインアリーナやサブアリーナなど各諸室の配置を考慮しながら、合計1,600 m²程度確保する。

e) その他

その他、医務室、事務室等管理関係諸室、バリアフリー対応多機能トイレ、エレベーターなどを設置する。

6.1.2. 市民プール

(1) 競技機能

競技用プール

競技用プールとして、日本水泳連盟公認の50m国内一般プール・AA（国体・インターハイ等日本水泳連盟主催の主要大会に使用する競技場）に対応できる施設として、以下を想定する。

- ・ 50mプール（1,250 m²程度）：全天候型屋内、10レーン、水深2m以上、可動床
- ・ 25mプール（300 m²程度）：全天候型屋内
- ・ 観客席：2,500席以上を確保する。

なお、大会等開催時以外において個人使用や教室使用での利用を促進できるように可動床を導入する。

兵庫県内で日本水泳連盟公認の50m屋内プールは、やしろ会館室内プール、神戸ポートアイランドスポーツセンター、尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設50mプール、コナミススポーツ本店西宮の4箇所のみとなっている。

表 6-1 日本水泳連盟公認の競技用プールの種類（参考）

区分	概要	大会	施設	併設プール
国際基準プール	国際水泳連盟（F I N A）及び日本水泳連盟主催の国際大会に使用する競技場	オリンピック・世界選手権・ユニバーシアード・パンパシフィック・アジア大会・東アジア大会・アジア選手権・日本選手権50m、25m・ジャパンオープン50mなど	10レーン、水深3m推奨	50mプール
国内一般プール・AA	日本水泳連盟主催の主要大会に使用する競技場	国体・日本高等学校・日本社会人・日本学生・ジュニアオリンピック・全国中学・全国国公立など	10レーン、水深2m以上	50mプールが併設できないときは25mプール
国内一般プール・A	日本水泳連盟・県レベルの大会、予選会に使用する競技場	全国大会県予選・県大会・全国大会ブロック大会・全国マスターズ・日本水泳連盟主催主要競技会（日中戦、早慶戦等）・日本水泳連盟公認競技会など	8レーン以上、水深1.35m以上	50mプールが併設できないときは25mプール
国内一般プール	市水連主催の大会、記録会等に使用する競技場	市民大会・記録会・地域予選など	6レーン以上、水深1.0m以上、（スタート台使用の場合：端壁前面6mは水深1.35m以上）	－

(2) レクリエーション機能

レジャープール

レジャープールは、限られた事業用地のなかで、魅力的なプール機能を取り入れるとともに、夏季以外の利用形態なども検討し、年間利用者数 10 万人以上を目指す。

今後、民間事業者の意見を参考にしながら、利用者の満足度を高められるような施設とする（敷地面積：8,500 m²程度）。

(3) 管理・サービス機能

a) エントランスホール・ロビー

競技用プールの施設の顔として、新体育館と同様に開放感があり、スポーツに関する資料展示など情報発信・情報収集機能も有するオープンなスペースを確保する。

b) 会議室・研修室

新体育館と同様に、スポーツ指導者やスポーツボランティアの各種研修に利用する合計 150 m²程度の会議室・研修室を競技用プール内に設置する。なお、今後、利用率向上のためスポーツ関係者以外の一般利用についても検討する。

c) 更衣室・ロッカー・シャワー室

利用者の利便性を向上させ、施設を快適に使用できるように、500 m²程度の更衣室・ロッカー・シャワー室を設置する。

d) 器具庫・倉庫

着脱式スタート台、敷板などプール備品を収納するための器具庫・倉庫を 250 m²程度確保する。

e) その他

その他、医務室、事務室等管理関係諸室、バリアフリー対応多機能トイレ、エレベーターなどを設置する。

表 6-2 (1) 施設構成と想定規模 (新体育館)

区分	諸室等	想定規模等
競技機能	メインアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・ バレーボールコート 3 面、バスケットボールコート 3 面、バドミントンコート 12 面等 ・ 3,000 m² (68m×42m) 程度 ・ 付帯施設として選手控室、役員室、更衣室、器具庫を隣接 ・ 観客席 3,500 席以上 (1 階：可動式観客席 1,100 席程度、2 階：固定式観客席 2,400 席程度)
	サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・ バレーボールコート 1 面、バスケットボールコート 1 面、バドミントンコート 4 面等 ・ 1,000 m² (44m×25m) 程度 ・ 日頃のスポーツの練習や大会時のウォームアップに利用 ・ 観客席 200 席程度
	卓球場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卓球台 10 台を設置できる規模 (500 m²程度)
	柔道場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 面配置 (1,000 m²程度) ・ 観客席 120 席程度
	剣道場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 面配置 (1,000 m²程度) ・ 観客席 120 席程度
	弓道場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近的：10 人立ち (1,000 m²程度)、遠的：6 人立ち (1,000 m²程度) ・ 観客席 近的：120 席程度、遠的：100 席程度
健康増進・交流機能	トレーニングルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 300 m²程度 ・ 競技者、一般利用者ともに対応 ・ 軽運動や筋力トレーニングを實踐できる器具を設置 (利用者ニーズに応じた器具を選定)
	スタジオ (多目的室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 200 m²程度 ・ エアロビクス、ダンス、ヨガなど多目的に利用 ・ 少人数利用に対応できるよう可動式間仕切りにより分割できる構造
	ランニングコース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 走路幅 3 m 程度 (1 周 200m 程度) ・ 日頃の健康増進や大会時のウォームアップに利用
	キッズコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50 m²程度 ・ 幼児の遊び場、待機場所
	レストラン・コンビニエンスストア	<ul style="list-style-type: none"> ・ レストラン (100 席程度)、コンビニエンスストア ・ 日用品の買い物や飲食ができ、会話や交流できる場 ・ 体育館利用者以外の公園利用者も利用

表 6-2 (2) 施設構成と想定規模（新体育館）

区分	諸室等	想定規模等
管理・サービス機能	エントランスホール・ロビー	・スポーツに関する資料展示など情報発信・情報収集機能をもつオープンスペース
	会議室・研修室	・スポーツ指導者やスポーツボランティアの各種研修に利用（合計 300 m ² 程度） ・スポーツ関係者以外の一般利用についても検討
	更衣室・ロッカー・シャワー室	・500 m ² 程度 ・アリーナ等の位置関係を考慮しながら配置
	器具庫・倉庫	・1,600 m ² 程度 ・バレーボール等の備品を収納
	その他	・医務室、管理関係諸室、バリアフリー対応多機能トイレ、エレベーターなど

表 6-3 施設構成と想定規模（新市民プール）

区分	諸室等	想定規模等
競技機能	競技用プール	・日本水泳連盟公認の 50m国内一般プール・AAに対応 ・全天候型屋内 50mプール（10 レーン、水深 2 m以上、1,250 m ² 程度、可動床）及び 25mプール（300 m ² 程度） ・観客席 2,500 席以上
レクリエーション機能	レジャープール	・小中学生及びファミリー層を主なターゲットとし、年間利用者数 10 万人以上を目指す（敷地面積：8,500 m ² 程度）
管理・サービス機能	エントランスホール・ロビー	・スポーツに関する資料展示など情報発信・情報収集機能をもつオープンスペース
	会議室・研修室	・スポーツ指導者やスポーツボランティアの各種研修に利用（合計 150 m ² 程度） ・スポーツ関係者以外の一般利用についても検討
	更衣室・ロッカー・シャワー室	・500 m ² 程度 ・プール等の位置関係を考慮しながら配置
	器具庫・倉庫	・250 m ² 程度 ・プール備品を収納
	その他	・医務室、管理関係諸室、バリアフリー対応多機能トイレ、エレベーターなど

6.2. 新設する施設の規模

新設する施設の想定規模については、新体育館の規模（延床面積）を 19,000 m²程度、競技用プール（市民プール）の規模（延床面積）を 11,000 m²程度、レジャープール（市民プール）の規模（敷地面積）を 8,500 m²程度とする。

6.3. 施設整備の前提条件

6.3.1. 事業計画地の法令上の要件

事業計画地は、都市公園内に位置しているため、都市公園法上の規制を受けることになる。

具体的には、手柄山中央公園に公園施設として設けられる建築物は、建蔽率 12%以下を満たす必要があり、現行の建蔽率制限を逸脱する場合は、条例改正を伴う緩和措置などの対応を図る必要がある。

6.3.2. J R 姫路・英賀保間新駅整備等との調整

事業計画地の北側において、J R 新駅が整備されることから、新駅自由通路へのペデストリアンデッキの接続など新駅整備事業との調整が必要となる。

よって、J R 新駅の整備スケジュール及び整備内容について、互いに円滑な情報共有を図るとともに、新駅をはじめとする関連施設の整備に伴う都市計画変更の手続きを進め、事業を推進させる。

6.3.3. 手柄山中央公園整備基本計画との整合

本事業で対象となるスポーツ施設は、手柄山中央公園の構成施設の一つであり、手柄山中央公園整備基本計画の整備方針に沿って、施設が再配置されている。

よって、本基本計画は、手柄山中央公園整備基本計画の内容と整合を図りながら、公園全体の魅力と利便性を高める施設整備を目指す。

6.3.4. 手柄山中央公園全体の景観への配慮

本事業で対象となるスポーツ施設は、手柄山中央公園の構成施設の一つであることから、公園内に設置される他の施設との統一感や周辺景観の調和を図る必要がある。

6.3.5. 広域防災拠点としての役割

手柄山中央公園が広域防災拠点となっていることから、新体育館のメインアリーナ等については、災害時には屋内物資集積場所にするとともに、会議室等については、災害対応に従事する人員のための事務スペース等に活用できる汎用性の高い諸室にする必要がある。

また、屋内プールについては、プール水を生活雑水として利用することが考えられ、その他、会議室等は新体育館同様、災害対応に従事する人員のための事務スペース等に活用できる汎用性の高い諸室にする必要がある。

6.3.6. 施設整備期間中における中央体育館及び陸上競技場の利用への配慮

新設する新体育館、市民プールの設計・建設に係る期間は 4 年程度と想定される。

建設工事は、中央体育館や陸上競技場に隣接して行われるが、これらの施設を休止することは市民利用への影響が大きいことから、中央体育館や陸上競技場への影響を最小限に留め、建設工事を実施する必要がある。

7. 施設基本計画

7.1. ゾーニング・動線計画

7.1.1. ゾーニング計画

ゾーニングの計画は、図 7-1 に示すとおりである。

本事業で対象となるスポーツ施設は、手柄山中央公園整備基本計画の施設再配置に沿って、現在の市民プールの場所に配置する。

配置にあたっては、年間を通じて施設が利用される新体育館を新駅に近い場所で、中央体育館と2館並ぶように配置する。屋内競技用プールは、市道幹第22号線（都市計画道路延末線）沿いに配置し、屋内プールの附属施設となるレジャープールを敷地奥に新体育館と屋内プールに挟まれるようなかたちで配置する。

なお、本ゾーニング計画は、動線計画のほか、施設のあり方、工期等を検討するための参考として計画したものであり、設計の段階で変更することがあり得る。

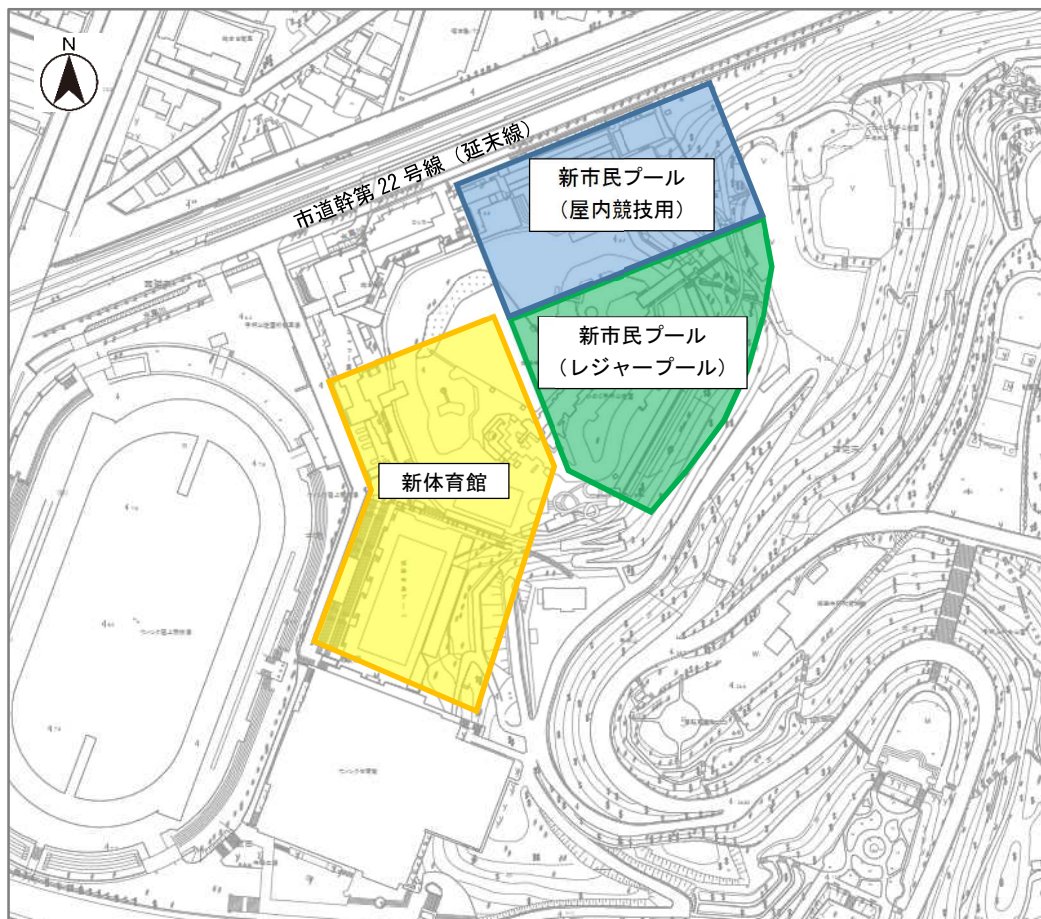


図 7-1 ゾーニング図

7.1.2. 動線計画

新駅から各施設の動線は、図 7-2 に示すとおりである。

存続される中央体育館、陸上競技場については、従来通り、中央体育館は市道幹第 21 号線（都市計画道路手柄山線）側から、陸上競技場は県道と久今宿線側からをメインアプローチとする。

新設される体育館及び市民プールについては、本事業に併せて設置される新駅から直接アプローチできる位置にエントランスホール・ロビーを設置する。

新体育館及び市民プールでは、観客のアプローチと選手、関係者のアプローチを分離することで、動線が交錯しないように配慮する。また、新体育館については、サブ出入口を設け、中央体育館側へ移動しやすいように配慮する。

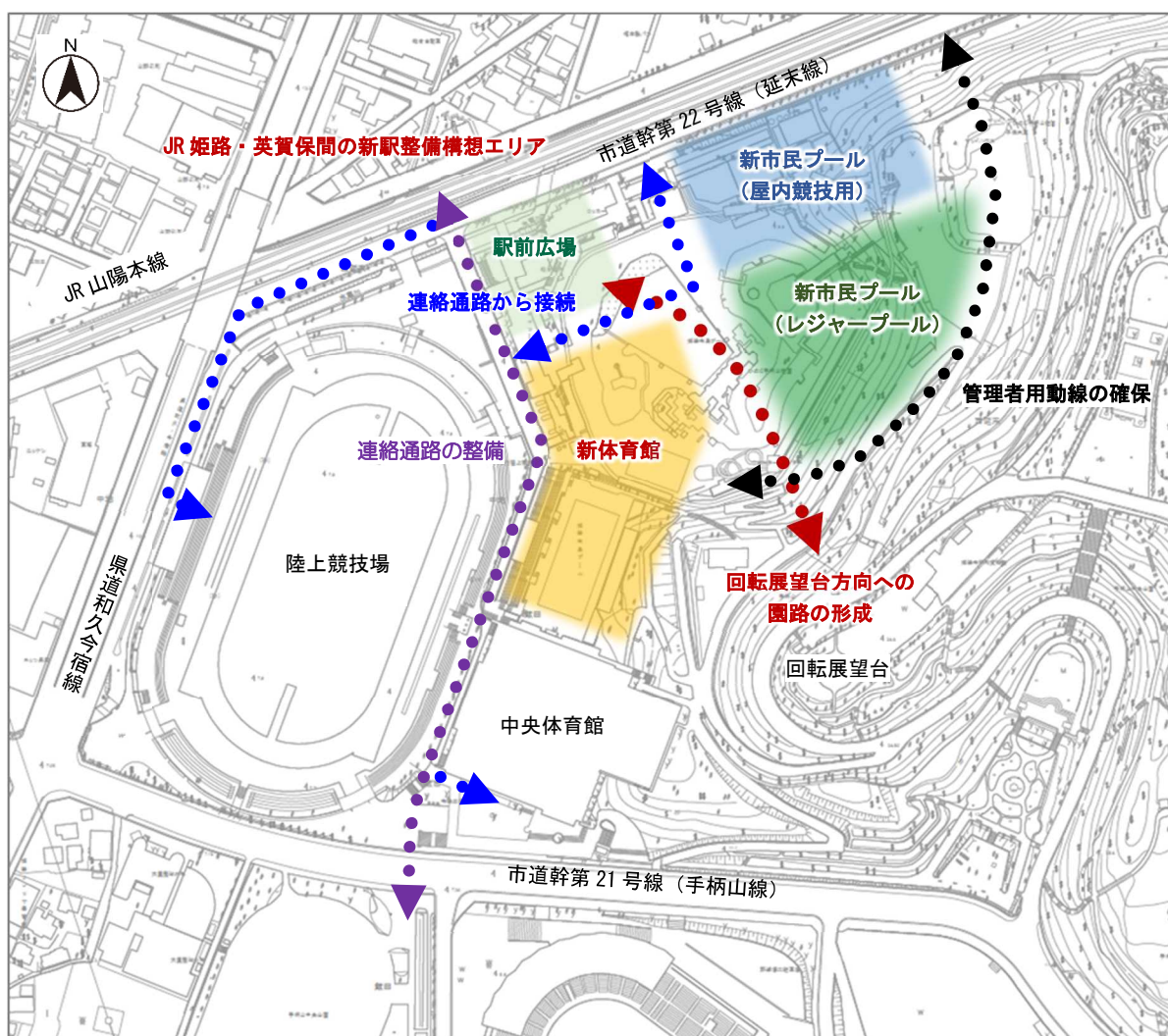


図 7-2 新駅から各施設への動線

7.2. 構造計画

新設される体育館及び市民プールは、不特定多数の人が、円滑かつ多目的に利用できる構造であるとともに、地震・台風・積雪などの外力に耐えられる安全な建物でなければならない。

また、新体育館は災害時において屋内物資集積場所として機能することから、競技機能へ影響を及ぼさないよう、物資の集積に耐えることのできる建物構造とする。

施設の設計においては、前述の性能を確保したうえで、採用する構造の経済性及び設計の自由度を十分考慮したうえで、構造種別の選定と設計を進める。

7.2.1. 耐震安全性

新体育館及び屋内競技用プールは次の耐震安全性能（国土交通省「耐震安全性の目標」、姫路市公共建築物構造設計指針を参考）以上を満たすこととする。

部 位	分 類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

また、耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重、その他の荷重に対して、構造耐力上十分に安全な計画とする。

メインアリーナや屋内競技用プールの長水路等の大規模空間は、天井の崩落対策や照明器具の落下防止について適切な対策を行う。

7.2.2. 上部構造

メインアリーナや屋内競技用プールの長水路等の大規模空間は無柱空間が望ましいことから、上部構造は経済性に配慮しながら軽量化を図るものとする。

7.2.3. 下部構造

建物や工作物が不動沈下を起こさない基礎構造及び工法を採用するとともに、環境及び経済性に配慮する。

7.3. 設備計画

新体育館の延床面積は、現在の総合スポーツ会館の延床面積を上回ることが想定され、また、これまで屋外にあった競技用プールが全天候型屋内となることにより、空調・照明等に係るエネルギー使用量の増加が見込まれるため、省エネルギー設備等の導入により、環境に配慮した施設とする。

7.3.1. 機械設備

機械設備は、快適性・利便性・安全性・管理性・経済性を考慮した方式及び機器を選定する。特に省エネルギー・メンテナンスのしやすさの確保や長寿命化などに配慮する。

また、建築計画と調和のとれた器具の選定及びレイアウトを行う。

7.3.2. 電気設備

電気設備は、省エネルギー・環境保護に配慮したシステムを選定し、メンテナンスのしやすさの確保や長寿命化などに配慮する。

アリーナの照明設備については、競技場の表面から1mの高さで1,500ルクスの照度を、屋内競技用プールについては、プール全水面で国内一般プール・AAの基準を満たす照度を確保するほか、用途に応じて明るさを制御できるようにする。機器などは一定耐久年数経過後に、リニューアルが必要になることから、更新のしやすさを考慮する。

また、自然光の利用や高効率設備機器の設置といった施設面の対策から夜間や休館日にプール水の温度を保つためにプール全面にカバーシートを設置するなど運営面での対策を実施し、省エネに配慮する。

7.3.3. 熱源システム

熱源システムは、熱源機器の初期投資、維持管理費の削減、環境負荷の低減、料金の安定性、メンテナンス性の良さなどを考慮のうえ、熱源方式は、具体的に油、ガス、電気、コージェネレーションシステムなどのそれぞれの長所、短所を比較し、最適な熱源を選定する。

7.3.4. 再生可能エネルギー利用

太陽光など再生可能エネルギーの利用については、施設整備の初期投資や維持管理費と経費削減効果とのバランスに十分配慮し、選定する。

8. 管理・運営方針

8.1. 基本的な考え方

手柄山スポーツ施設では、市民が気軽にスポーツに参加できるよう場を提供するとともに、トップレベルのスポーツ観戦やその技術に触れる機会を創出し、市民が利用しやすい施設とすることはもとより、市のスポーツ振興に資する管理・運営を行う方針とする。

また、市が推進しているスポーツコミッション事業等のスポーツ施策との連動した取り組みや他のスポーツ施設との連携を図るため、手柄山スポーツ施設の管理・運営者を含めた市のスポーツ施設の指定管理者で構成する「連絡協議会」などを設置し、スポーツの推進に取り組む。

8.2. 効率的な施設運営と管理・運営者の自主的な活動の推奨

施設運営を勘案した効率的かつ効果的な施設整備や管理・運営者の自主的な活動を推奨できる事業手法の採用により、手柄山スポーツ施設では民間企業のノウハウを活かし、利用者へのサービス水準向上に繋がる効率的な施設運営を目指す。

また、本基本計画を遵守のうえ、民間企業に管理・運営内容に関する様々な提案を求め、基本コンセプト等に照らし合わせ、スポーツ教室やイベントの開催、公園施設との連携等、市のスポーツ振興や公園利用の促進に寄与する提案を積極的に求める。

8.3. 市民利用に配慮された利用料金の設定

手柄山スポーツ施設の利用料金は、市民利用に配慮することを原則とし、現状の各スポーツ施設の料金設定の考え方や周辺類似施設の料金を参考にしながら設定を行う。

また、中学生以下の利用料や団体の占用使用などの利用料金設定については、現状の考え方を踏襲する。

8.4. 気軽に訪れることのできる飲食・物販施設の管理・運営

施設利用者の利便性を向上させるだけでなく、利用者以外にも気軽に訪れることができるようにレストランやコンビニエンスストアの整備を想定しており、これらの施設については、民間事業者による効果的な運営を行う。

9. 事業手法の検討

9.1. 民間活力の導入

今後の少子高齢化の進展に伴い、スポーツに対する市民ニーズはさらに多様化、高度化することが想定される。このような将来の社会情勢の変化にも対応しながら本基本計画を実現していくためには、従来の公共主導の事業だけではなく、民間の持つノウハウ等を公共サービスに取り入れていくことが重要となる。

今回、新たに整備される新体育館や市民プールは、整備される機能が多岐にわたること、求められるサービスのあり方等に様々なアイデアを取り入れることが望ましいことから、民間活力を積極的に活用することにより、施設において提供される各種のサービス水準を高めることができると考えられる。

本市においても、平成 29 年 3 月に定められた姫路市 PPP/PFI 手法の導入に関する基本方針のなかで、一定規模以上の公共施設整備事業については、PPP/PFI 手法の導入に関して優先的検討を行うものとしており、民間の持つノウハウ、技術を最大限活用できる事業手法を採用することとする。

9.2. 概算事業費の検討

本施設の整備、維持管理・運営に係る費用は、本基本計画を基に類似施設等を参考に算出するとともに、今後、施設の運営等に関して民間事業者へのサウンディングを実施するなど、本市の財政状況も勘案しつつ、精査を重ねていくものとする。

9.3. 財源の確保

9.3.1. 財政支援措置の活用

手柄山スポーツ施設の整備にあたっては、交付金、補助金、地方債など様々な財政支援措置を活用することとする。

財政支援措置については、適用可能性等について関係機関と協議し、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業等）や地方交付税措置のある地方債、その他、民間資金活用の可能性など有利な財源について検討する。

9.3.2. 新たな自主財源の確保

スポーツ施設は、大空間の空調や多様な利用形態に対応するため、施設の維持管理・運営にかかるコスト（ランニングコスト）が課題となる。そのため、管理・運営者のノウハウを活かし、管理・運営費を縮減できるように様々な自主財源を確保する必要がある。

新体育館や市民プールには、中央体育館や陸上競技場と同様にネーミングライツ（施設命名権）を設定し、管理・運営者にその権利を持たせ管理・運営費の削減のための財源とする。

また、メインアリーナ壁面等の広告利用や飲食物販施設の収入など、管理・運営者のノウハウを活かすことの出来る柔軟な仕組みを構築し、利用者へのサービス品質向上と管理・

運営者の収入による管理・運営費の削減の両立を図るものとする。

9.4. 整備スケジュール

公園全体の計画となる手柄山中央公園整備基本計画のなかで、本事業の対象となるスポーツ施設については、平成 37 年度を整備目標とする第 1 期で整備するとしており、本事業に大きく影響する JR 姫路・英賀保間新駅の整備事業など、関係する部署と調整、連携を図りながら、事業を着実に実施していく必要がある。

年度別スケジュールは、概ね次のとおりとする。

表 9-1 年度別スケジュール（予定）

年 度	内 容
平成 31 年度 (2019)	事業者募集資料の検討・作成
平成 32 年度 (2020)	
平成 33 年度 (2021)	事業者募集・選定・契約
平成 34 年度 (2022)	事業実施（設計・施工・開業準備） ↓ 供用開始
平成 35 年度 (2023)	
平成 36 年度 (2024)	
平成 37 年度 (2025)	

10. イメージパース
イメージパース①



イメージパース②



イメージパース③



【参考資料】

手柄山スポーツ施設アドバイザー会議

(1) 会議内容

	開催日	議 事
第1回	平成30年7月26日	○現地視察 ・総合スポーツ会館、市民プール、中央体育館 ○手柄山スポーツ施設整備基本計画素案について ・基本コンセプト及び施設の整備方針 ・施設の構成と想定規模
第2回	平成30年11月16日	○手柄山スポーツ施設整備基本計画素案について ・指摘事項と修正点 ○姫路市体育協会へのアンケート結果について
第3回	平成31年2月13日	○手柄山スポーツ施設整備基本計画について

(2) 名簿

氏 名	職 名 等
末井 健作	兵庫県立大学名誉教授
渡邊 富雄	日本大学理工学部建築学科特任教授
工藤 和美	明石工業高等専門学校建築学科教授

姫路市体育協会へのアンケート

アンケートの概要

- ① 実施期間：平成30年7月10日～平成30年7月31日
- ② アンケート団体：姫路市体育協会のうち19団体
- ③ 主な意見
 - ・新体育館と中央体育館の活用で拠点性の高い施設となる。
 - ・体育館2館が並ぶことで移動がスムーズである。また、効率の良い管理運営ができる。
 - ・大規模大会を誘致しやすい。ただし、混雑も予想される。
 - ・各種競技にしっかりと対応して欲しい。サブアリーナに観客席を設けて欲しい。
 - ・スタジオ、会議室は多目的に利用できるようにして欲しい。
 - ・レストラン、コンビニエンスストアの規模については様々な意見があった。平日でも利用客があふれる魅力的なものにして欲しい。
 - ・新駅設置に伴い、遠方の方、学生、高齢者が鉄道を多く利用すると思われる。また、鉄道利用は団体移動がしやすく、移動時間を測りやすい。
 - ・市の誇りとなるような施設にして欲しい。市民利用、平日利用にも配慮した施設にして欲しい。
 - ・周辺の交通渋滞緩和対策を実施して欲しい。

手柄山スポーツ施設整備基本計画

平成31年（2019年）3月

姫路市建設局公園部公園整備課

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

TEL:079-221-2422 / FAX:079-221-2593

URL:<http://www.city.himeji.lg.jp/s80/2212415.html>